

第3期 志摩市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

志摩市

は じ め に

少子化や核家族化、共働き世帯の増加や地域社会のつながりの希薄化といった社会の変化により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題が生まれています。このような状況に対応するため、国は令和4年6月に「こども基本法」を制定し、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足し、子育て支援を社会全体で総合的に推進する体制を整えました。

志摩市では、このような国の動きと連携し、「地域全体で子育てを支え、親も子ども安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画に基づいた様々な取り組みを推進し、本市独自の施策として、出産祝金支給事業の創設及び拡充、ならびに3歳以上の給食費の無償化を実現するなど子育て支援の充実に努めてまいりました。

また、令和6年4月には母子保健と児童福祉の両分野を一体的に行い、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うため、こども家庭センターを開設しました。さらに、病児保育の利用料の無償化や子どもの医療費の窓口負担が無料となる対象年齢を18歳年度末までに拡大し、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進してきました。

こうした中、これまで推進してきた子育て支援施策をさらに総合的・計画的に推し進めるため、第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本計画では、すべての子どもが自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していけるよう、「切れ目のない支援がすべての子育て世帯に行き届きすべての子どもが夢と希望を持てるまち」を基本理念としました。

また、SDGsの達成を通して、健康と福祉を促進し、公正で質の高い教育を受けることができるよう、市民の皆様と目標を共有しながら、持続可能なまちづくりを推進し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや、子育て世代の定住促進や多様な子育て支援の充実など、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせて子育て環境を作り上げていくことが重要です。

今後も、本計画に基づき、各施策を推進してまいりますので、市民の皆様、関係機関・団体の皆様の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、「第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート」にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見や提言を賜りました「志摩市子ども・子育て会議」委員の皆様、ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月



志摩市長 橋 爪 政 吉

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	5
1 人口の動向	5
2 志摩市の世帯に関する状況	10
3 保育・教育施設の利用	11
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	16
5 アンケート調査結果等の概要	17
【就学前児童調査】.....	18
【小学生児童調査】.....	35
6 第2期計画の状況	48
7 将来人口の推計	51
8 子ども・子育て支援に関する課題.....	52
第3章 計画の基本的な考え方	54
1 基本理念	54
2 子ども・子育て支援の意義.....	55
3 基本目標と施策の体系.....	56
4 施策	58
目標1 地域における子育ての支援.....	58
目標2 母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進.....	60
目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	63
目標4 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進.....	66
目標5 子育てを支援する生活環境の整備	68
目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	70
第4章 子ども・子育て支援サービス	71
1 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	71
2 教育・保育提供区域の設定	71
3 保育の必要性の認定について	72
4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	73
第5章 計画の推進	83
1 教育・保育施設の一体的提供	83
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	83

3 計画の推進体制	83
4 計画の点検・評価・改善	84
資料編.....	85
志摩市子ども・子育て会議条例	87
令和6年度志摩市子ども・子育て会議委員.....	90



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、女性の社会進出、コミュニティの希薄化などにより地域を取り巻く状況が大きく変化しており、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせて最適な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。

志摩市では、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この計画は、令和6年度をもって計画期間が終了することから、さらに子育て世代に優しいまちとなるよう、保育・教育サービスの充実や安全・安心の子育て環境、教育環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進等子ども・子育て支援を推進するため、新たに令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援事業計画」となるものです。

また、令和4年6月には、「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。

これらの制度的背景には、止まるところのない少子化の傾向の打開、そして、児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、子どもの貧困が注目されるなど、子どもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。

さらには、「こども基本法」が対象とする「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である18歳や20歳で必要な支援が途切れることがないよう、子ども・若者育成といった視点がより一層必要とされています。

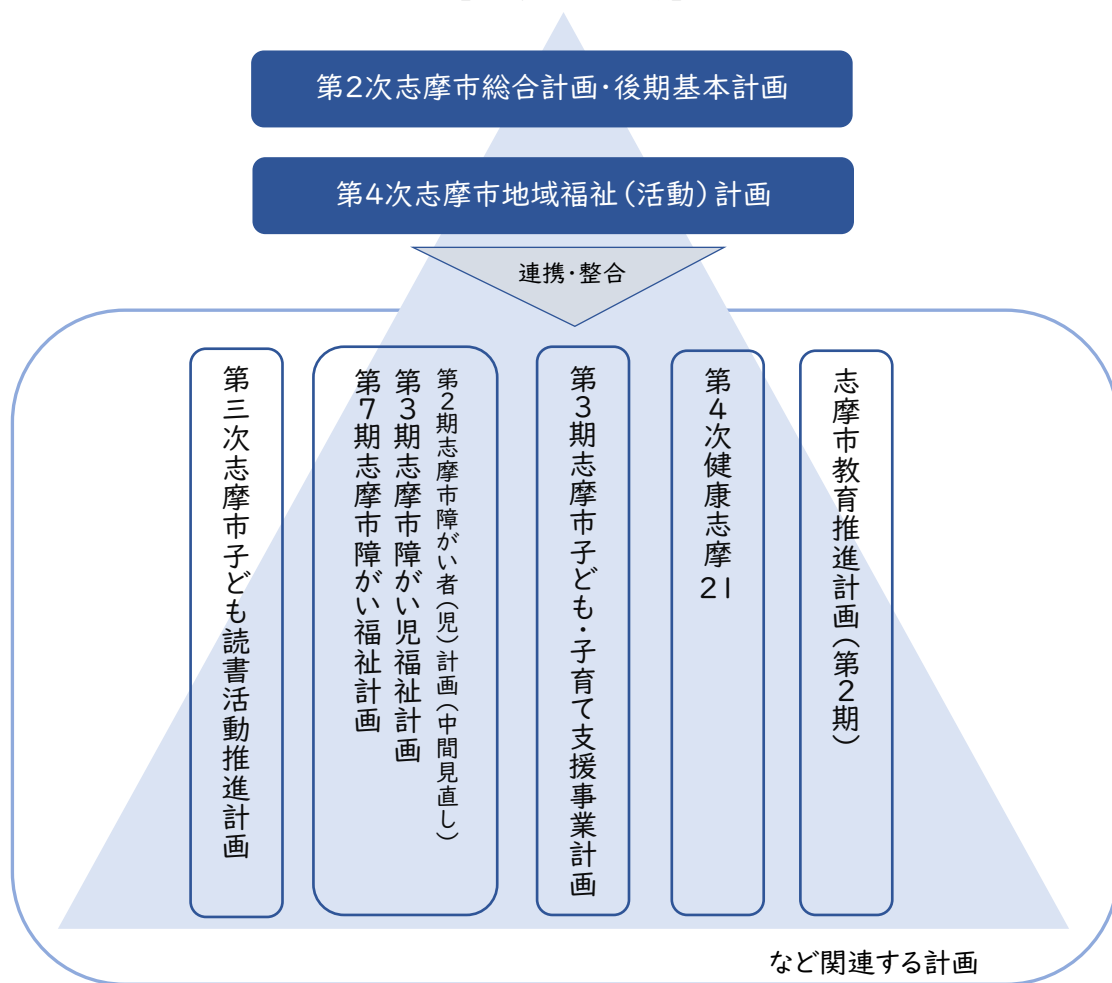
計画策定にあたり、本市では、就学前、小学生の保護者や関係団体への子育て支援に関するアンケートを実施しており、「こども計画」へと発展させていく意図を有しています。

本市では、子ども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべての子ども・若者の育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、「こども計画」につながるものとして「第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第2次志摩市総合計画・後期基本計画」を子ども・若者育成の視点で具体化する分野別計画であり、その他「第4次志摩市地域福祉（活動）計画」「第7期志摩市障がい福祉計画」「第3期志摩市障がい児福祉計画」「第2期志摩市障がい児計画」「第2期志摩市障がい者（児）計画（中間見直し）」「第4次健康志摩21」「志摩市教育推進計画（第2期）」「第三次志摩市子ども読書活動推進計画」など関連する他の分野別計画との連携と整合性を図り策定するものです。
- さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。
- 子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

【各計画との関係】





○持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成 27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略です。持続可能な世界を創出するために、2030 年までにすべての国や地域で取り組むべき17の目標とそれを達成するための169の具体的な取組内容、取組の成果を計るための232の指標で構成されています。

本市は2018年6月に「SDGs未来都市」に選定され、同年8月に「志摩市 SDGs未来都市計画」を策定しました。2030 年の本市のあるべき姿は「自然と人が共生するまち」「市民が誇りをもって暮らすまち」「地域の良さを生かした産業が元気なまち」としています。

■SDGs17の目標



本計画は 17 の目標のうち、特に「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」という 4 つの目標を目指して、本市のあるべき姿を意識しながら各種施策を推進していきます。

■本計画が取り組むべきSDGsの目標



3 計画の対象

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭に加え、子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況、法改正等により計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
本計画						
次期計画			中間見直し		評価・ 見直し	

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者889世帯、小学1～6年生の保護者1,000世帯を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかる子育て支援に関するアンケート調査」、「関係団体アンケート」を実施しました。

(2) 志摩市子ども・子育て会議の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「志摩市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。



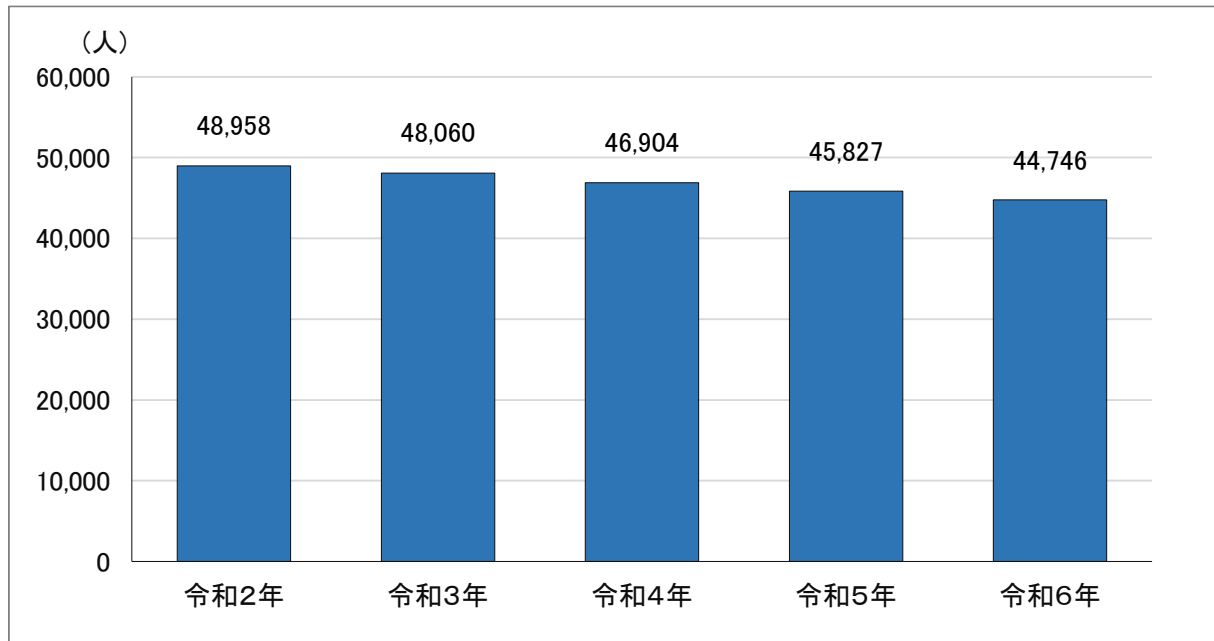
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

Ⅰ 人口の動向

(1) 志摩市の人口推移

本市の総人口は、年々減少してきており、令和6年には令和2年と比べ8.6%減少の44,746人となっています。

【総人口の推移】

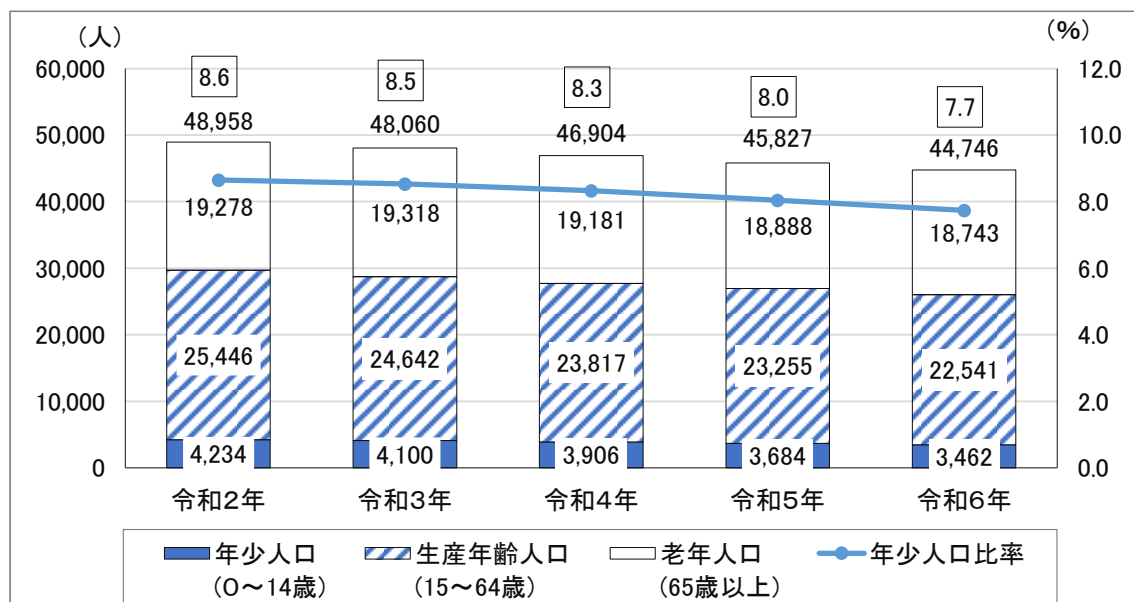


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口を年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の年齢3区分別で見てみると、すべての年齢区分で減少傾向となっています。

【年齢3区分別人口の推移】



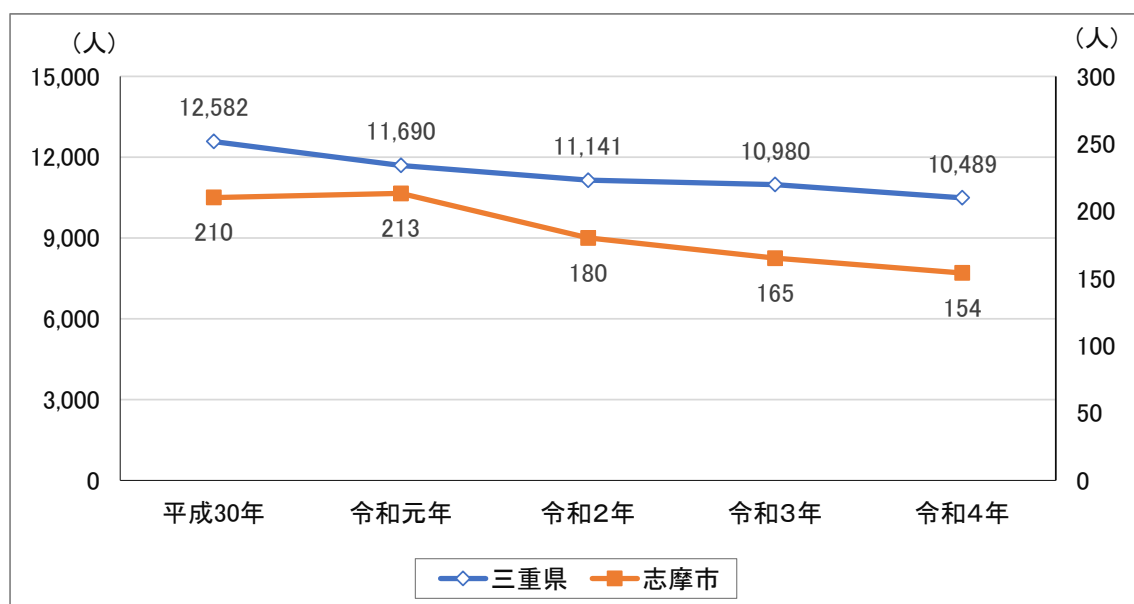
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 出生数の推移

三重県、志摩市の出生数は、ともに減少傾向で推移しており、本市では令和4年には平成30年と比べ 26.7%減少の 154 人となっています。

出生数の推移からも少子化の傾向が進んでいることがみてとれます。

【出生数の推移】



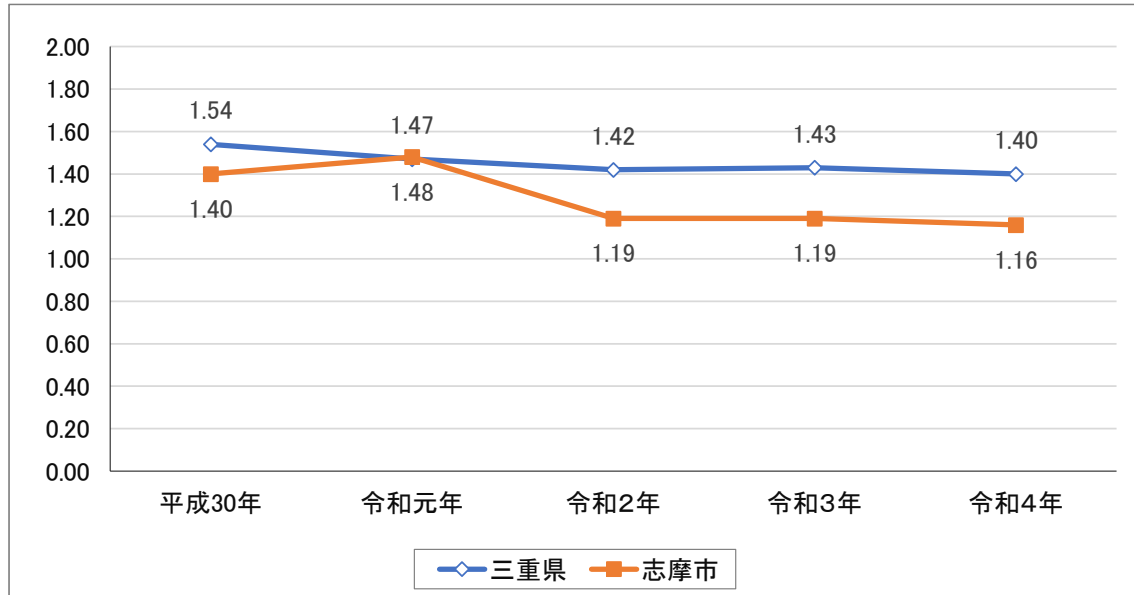
資料:三重県「三重県の人口動態」



(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年に1.40となっており、県平均を下回っていました。令和元年には1.48と県平均をやや上回りましたが、その後は上昇傾向で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】

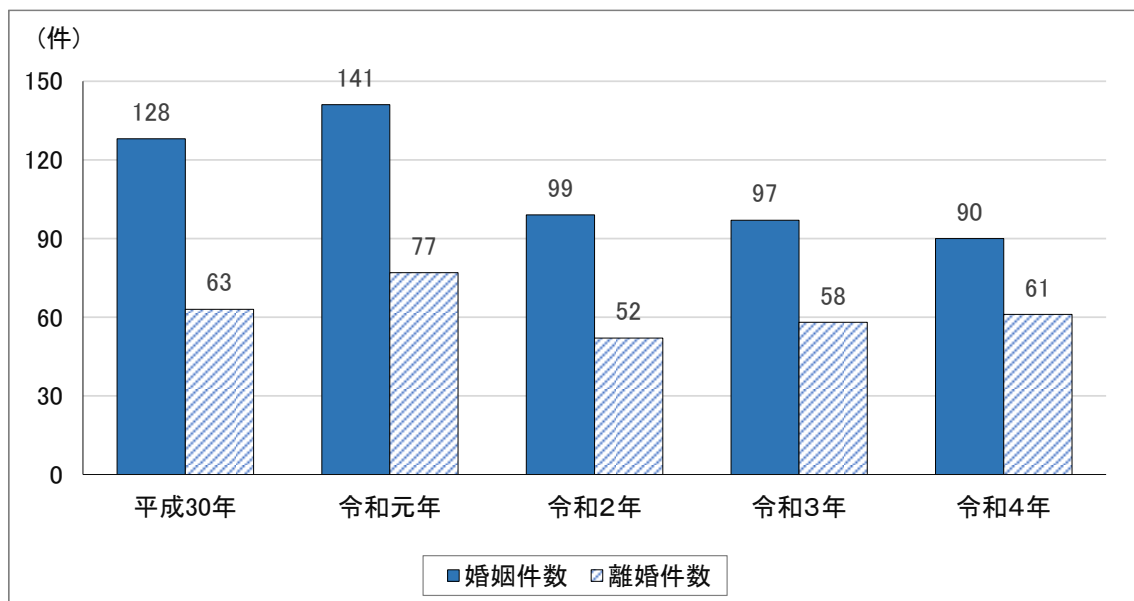


資料：三重県「三重県の人口動態」

(5) 婚姻件数、離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和2年に99件と大幅に減少し、その後も減少傾向で推移し、令和4年には90件となっています。また、離婚件数は令和2年に52件と減少となりましたが、令和4年には61件とやや増加しています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】



資料：三重県「三重県の人口動態」

(6) 児童数の推移

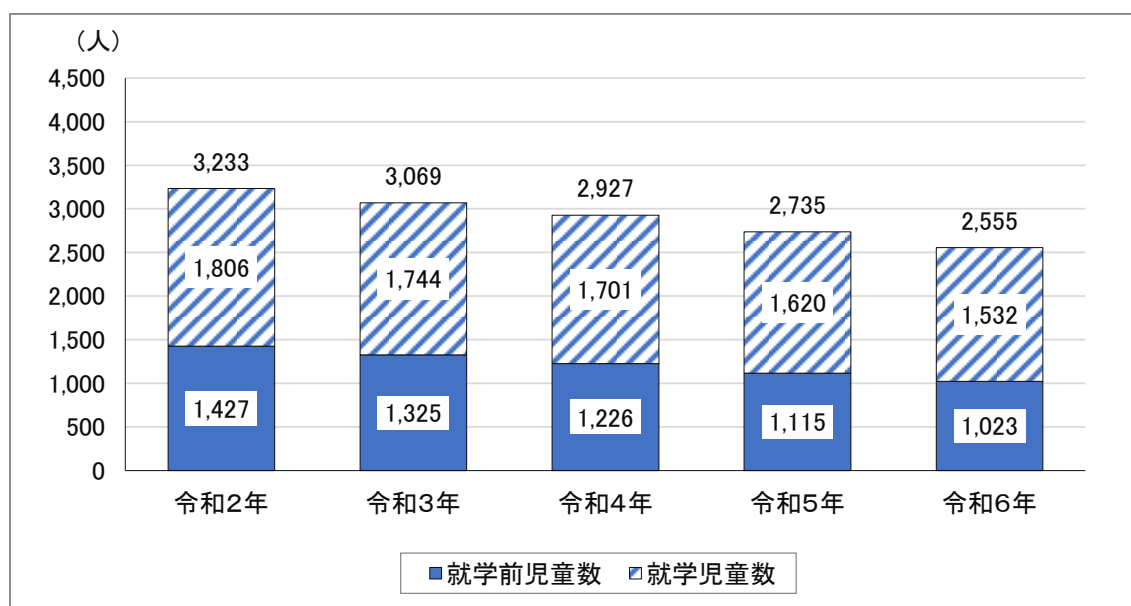
就学前児童数は減少傾向となっており、令和6年には令和2年と比べ、28.3%の減少となっています。就学児童数も年々減少しており、令和6年には令和2年と比べ、15.2%の減少となっています。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	199	174	167	142	123
1歳	210	204	174	165	149
2歳	226	211	206	173	173
3歳	252	221	211	210	168
4歳	256	256	218	210	202
5歳	284	259	250	215	208
小計	1,427	1,325	1,226	1,115	1,023
6歳	288	283	257	250	215
7歳	251	287	283	255	253
8歳	301	253	289	278	251
9歳	325	301	247	289	280
10歳	298	324	305	245	289
11歳	343	296	320	303	244
小計	1,806	1,744	1,701	1,620	1,532
合計	3,233	3,069	2,927	2,735	2,555
総人口に占める 0～11歳の割合	6.6%	6.4%	6.2%	6.0%	5.7%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【児童数の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）



(7) 児童人口の推計

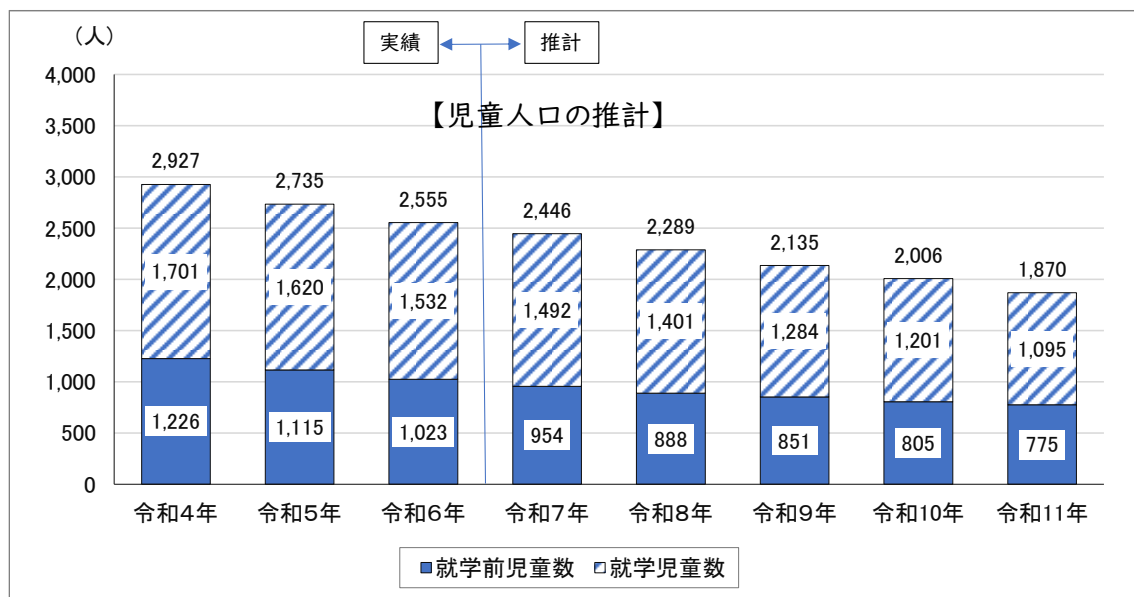
男女別1歳ごとの児童人口(住民基本台帳)に基づいて、令和7年から令和11年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、令和7年以降の0～11歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されており、令和2年と令和11年を比較すると1,363人の減少が見込まれます。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート(この場合1歳階級男女別人口)について、過去における実績人口の動勢から「変化率(令和2年から令和6年の各年の変化率を求めその平均値を採用)」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。また、0歳人口の求め方については、20歳から44歳の女性人口と0歳人口の比(子ども女性比(令和2年から令和6年の各年の比率を求めその平均値を採用))により求めます。

(単位：人)

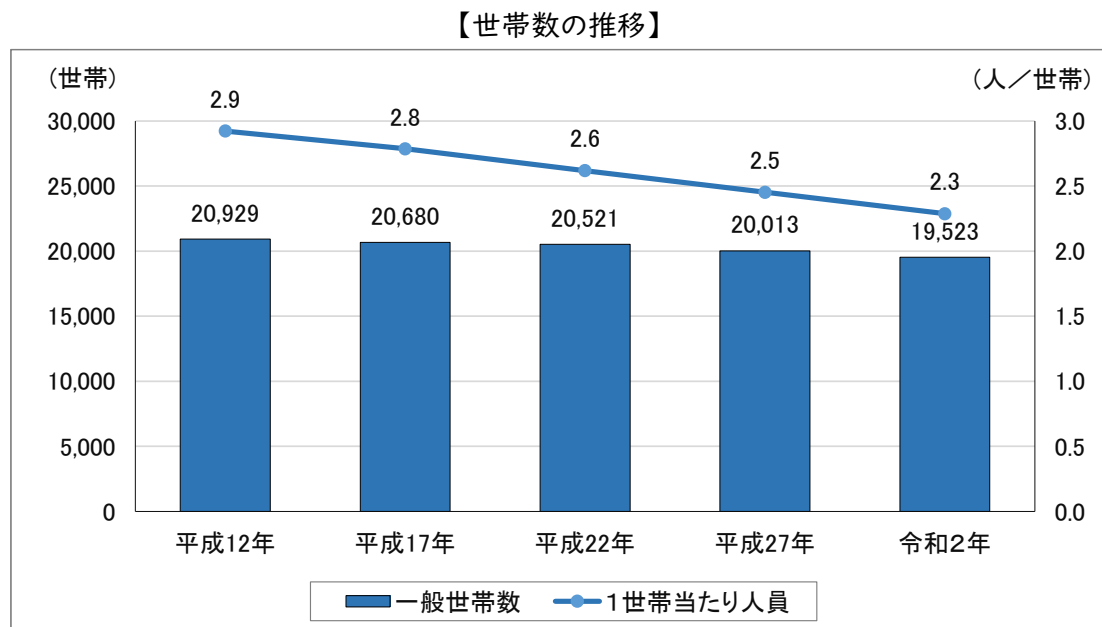
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	140	134	128	122	117
1歳	125	142	136	130	124
2歳	151	127	144	138	132
3歳	172	150	126	143	137
4歳	166	170	148	125	141
5歳	200	165	169	147	124
小計	954	888	851	805	775
6歳	208	200	165	169	147
7歳	215	208	200	165	169
8歳	252	214	207	199	164
9歳	250	251	213	206	198
10歳	280	250	251	213	206
11歳	287	278	248	249	211
小計	1,492	1,401	1,284	1,201	1,095
合計	2,446	2,289	2,135	2,006	1,870
総人口に占める 0～11歳の割合	5.6%	5.4%	5.1%	4.9%	4.7%



2 志摩市の世帯に関する状況

(1) 世帯数の推移

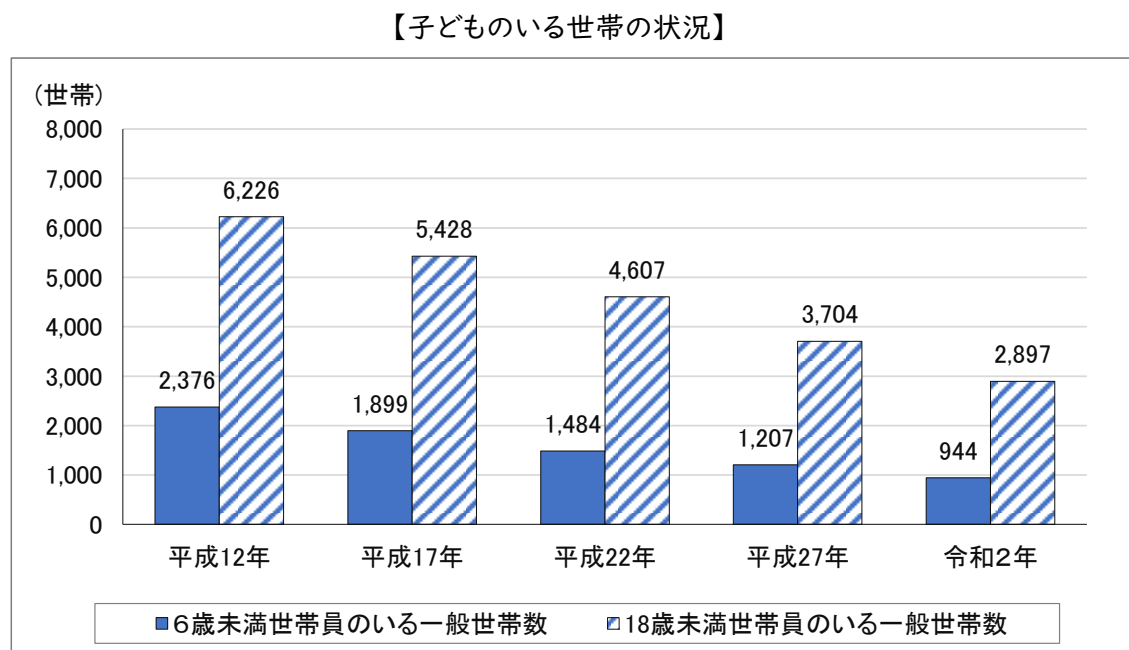
本市の一般世帯数は、平成12年の 20,929 世帯をピークに減少傾向にあり、令和2年には、19,523 世帯となっています。



資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日）

(2) 子どものいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、18歳未満の子どもがいる一般世帯数は、ともに年々減少しています。平成12年と比べ令和2年には、6歳未満の子どもがいる世帯数は 60.3%減少して 944 世帯、18 歳未満の子どもがいる世帯数は 53.5%減少して 2,897 世帯となっています。



資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日）



3 保育・教育施設の利用

(1) 保育・教育施設の利用状況

本市には保育所（園）が6施設、認定こども園が5施設の全体で11施設あり、令和6年4月1日現在は、1,054人の児童が保育所（園）・認定こども園へ通っています。志摩市の保育施設全体として見ると、入所率は65.0%となっており、定員数に余裕のある運営状況となっています。

また、幼稚園は1施設があり、令和6年4月1日現在は、112人の児童が幼稚園へ通っています。入所率は43.1%となっており、定員数に十分余裕のある運営状況となっています。

（単位：人）

施設名	定員数（人）	入園児数（人）	入所率（%）
鵜方保育所	135	93	68.9%
立神保育所	70	39	55.7%
安乗保育所	80	14	17.5%
ひまわり保育所	120	43	35.8%
浜島こども園	40	20	50.0%
大王こども園	90	62	68.9%
志摩こども園	150	103	68.7%
磯部こども園	90	53	58.9%
私立しまの杜こども園	119	112	94.1%
私立えがお志摩保育園	90	80	88.9%
私立しまの杜保育園	70	66	94.3%
合 計	1,054	685	65.0%
鵜方幼稚園	260	112	43.1%
合 計	260	112	43.1%

※第2しまの杜保育園としまの杜神明幼稚園が廃止され、令和4年4月1日にしまの杜こども園として開園

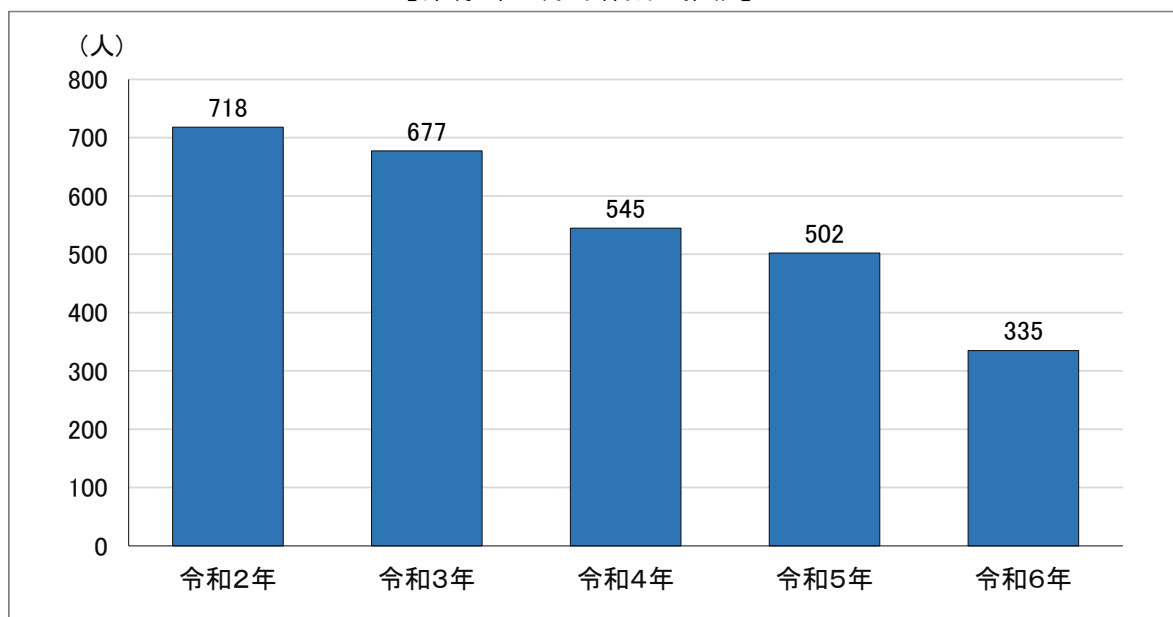
※浜島保育所、大王保育所、志摩保育所、磯部保育所、浜島幼稚園、大王幼稚園、志摩幼稚園、磯部幼稚園が廃止され令和6年4月1日から認定こども園として開園

資料：志摩市（令和6年4月1日現在）

(2) 保育所の利用者数の推移

令和6年度に公立の認定こども園が開園したことにより、保育所の利用者数は減少し、令和6年には335人となっています。

【保育所の利用者数の推移】



資料：志摩市（各年4月1日現在）

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。

（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公立及び私立 の認可保育所	0歳	19	15	14	8	4
	1歳	125	119	92	88	51
	2歳	172	166	140	115	72
	3歳	226	201	158	164	87
	4歳	88	87	68	58	67
	5歳	88	89	73	69	54
	計	718	677	545	502	335

資料：志摩市（各年4月1日現在）



(3) 障がい児保育の状況

集団保育が可能で心身に障がいのある児童を、保育所生活を通して、発達促進と生活習慣の自立を支援するとともに、障がい児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を送れるよう支援しています。令和6年度の加配保育士を必要とする児童数は11人となっています。

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
加配保育士を必要とする児童数	26	17	10	6	11
加配保育士数	17	13	9	5	10

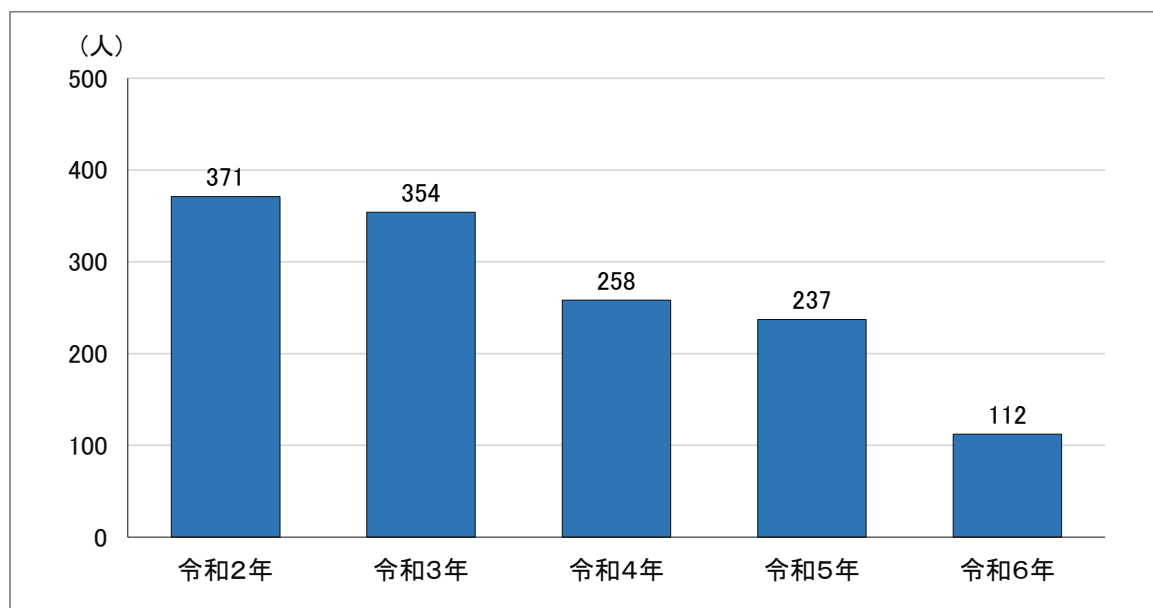
※加配保育士を必要とする児童数には、認定こども園の人数も含まれています。

資料:志摩市(各年4月1日現在)

(4) 幼稚園の利用者数の推移

令和6年度に認定こども園が開園したことにより、近年の幼稚園利用者数は減少傾向で推移しており、令和6年には112人となっています。

【幼稚園の利用者数の推移】



※浜島保育所、大王保育所、志摩保育所、磯部保育所、浜島幼稚園、大王幼稚園、志摩幼稚園、磯部幼稚園が廃止され令和6年4月1日から認定こども園として開園

資料：志摩市（各年4月1日現在）

幼稚園利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園	3歳	13	13	12	9	9
	4歳	166	164	113	117	47
	5歳	192	168	133	111	56
	計	371	345	258	237	112

資料：志摩市（各年4月1日現在）

(5) 幼稚園における障がい児保育の状況

集団生活を送る上で、介助が必要と認められた心身に障がいがある園児に介助員を配置し、園児が安全・安心に集団生活を送れるよう支援しています。令和6年度の介助員を必要とする園児数は0人となっています。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
介助員を必要とする園児数(人)	16	10	6	2	0
介助員数(人)	10	8	6	1	0

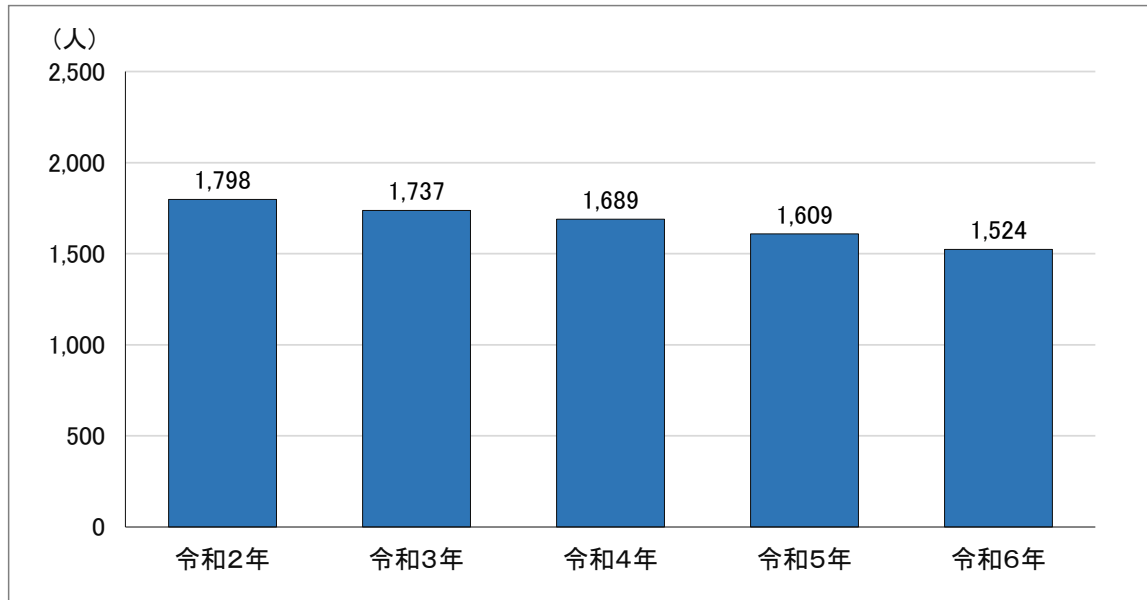
資料：志摩市（各年4月1日現在）



(6) 小学生児童数の推移

小学生児童数は減少傾向で推移しています。令和6年の児童数は、令和2年と比べ15.2%減少し1,524人となっています。

【小学生児童数の推移】



資料：志摩市（各年4月1日現在）

小学校の児童構成は下表のようになっています。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年	282	273	249	245	211
2年	242	280	268	248	245
3年	297	242	281	264	245
4年	316	294	235	279	266
5年	282	313	296	233	281
6年	329	281	311	295	231
特別支援学級児童数	50	54	49	45	45
計	1,798	1,737	1,689	1,609	1,524

※小学校の児童構成の推移については、1～6年の数は、「特別支援学級在籍の人数」を除いた、「通常学級籍の児童の人数」で計上

資料：志摩市（各年4月1日現在）

4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

本市の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

市として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後の市の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延長保育事業	実人数	90	6	24	14
②子育て短期支援事業	延べ利用者数	3	6	1	2
③放課後児童健全育成事業	実人数	343	375	365	411
④地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	6,870	4,675	7,246	6,424
⑤一時預かり事業 (幼稚園型)	延べ利用者数	44,541	41,958	29,160	24,057
⑤一時預かり事業 (幼稚園型以外)	延べ利用者数	375	223	303	285
⑥病児・病後児保育事業	延べ利用者数	127	165	102	145
⑦子育て援助活動支援事業	延べ利用者数	176	288	207	242
⑧利用者支援事業	か所数	1	1	1	1
⑨妊婦健康診査	実人数	287	262	217	217
⑩乳児家庭全戸訪問事業	延べ利用者数	174	159	162	133
⑪養育支援訪問事業	延べ利用者数	0	0	0	0

※⑤一時預かり事業については、幼稚園型と幼稚園型以外に分けて表にしています。

資料：志摩市



5 アンケート調査結果等の概要

(1) アンケート調査の目的について

「第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定するに当たり、市民の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料として実施しました。

(2) 調査設計

- 調査地域：志摩市内
- 調査対象：就学前児童調査 市内に在住の未就学児童の保護者 899 人
小学生児童調査 市内に在住の小学生の保護者 1,000 人
- 有効回収数：就学前児童調査 550 人（Web 回答 342 人）
小学生児童調査 588 人（Web 回答 355 人）
- 有効回収率：就学前児童調査 61.2%（Web 回答 38.0%）
小学生児童調査 58.8%（Web 回答 35.5%）

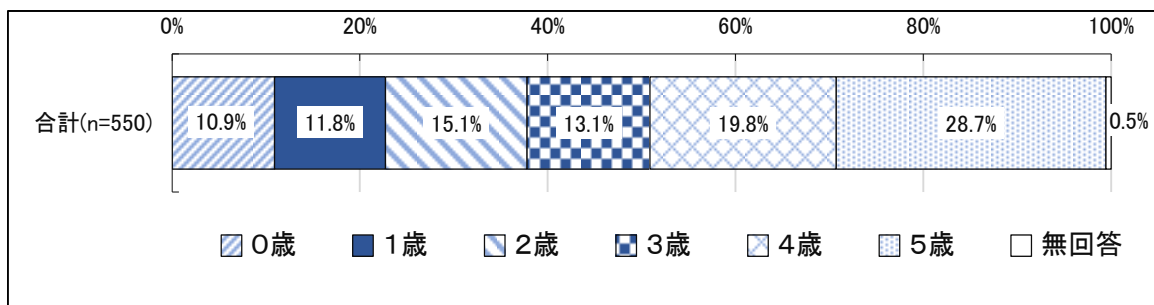
- 調査方法：郵送による配布・回収及び WEB 回答
- 調査時期：令和6年1月
- 数値等の基本的な取扱い：
 - ・グラフの表記に(n)が出てきますが該当する質問に対しての回答者数のことです。
 - ・グラフの選択肢については、表記のため、文字を省略している場合があります。
 - ・小数点第2位以下を四捨五入しているため、100%にならない場合があります。

【就学前児童調査】

(1) 子どもとご家族の状況

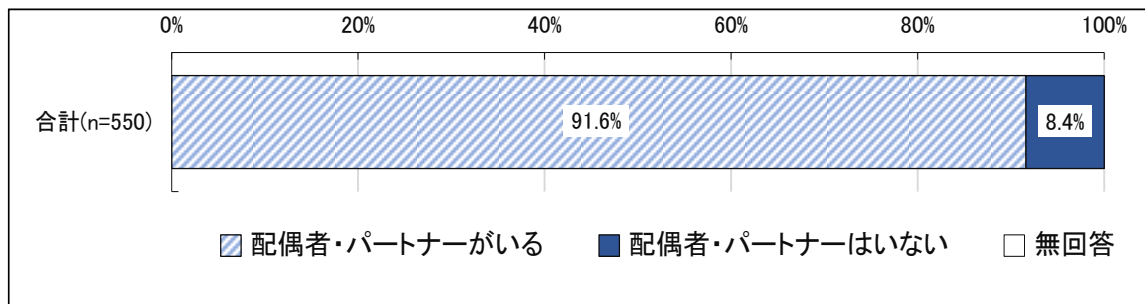
■お子さんの年齢

「5歳」の割合が28.7%と最も高く、次いで「4歳」が19.8%、「2歳」の割合が15.1%となっています。



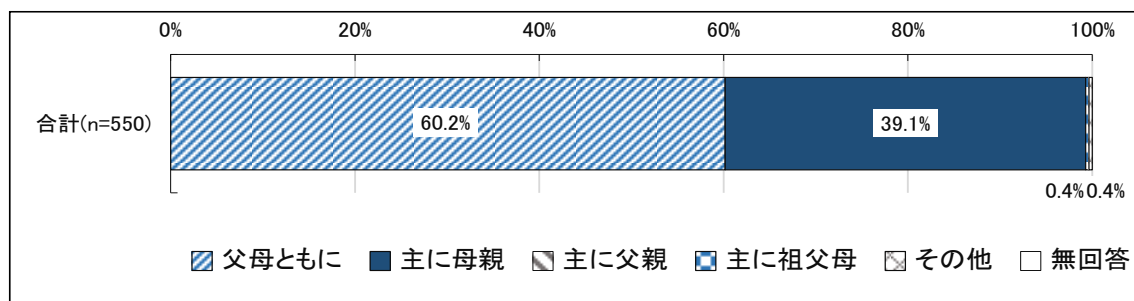
■調査票にご回答いただいている方の配偶関係

「配偶者・パートナーがいる」の割合が91.6%、「配偶者・パートナーはいない」の割合が8.4%となっています。



■子育て(教育を含む)を主に行っている方

「父母ともに」の割合が60.2%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が39.1%となっています。

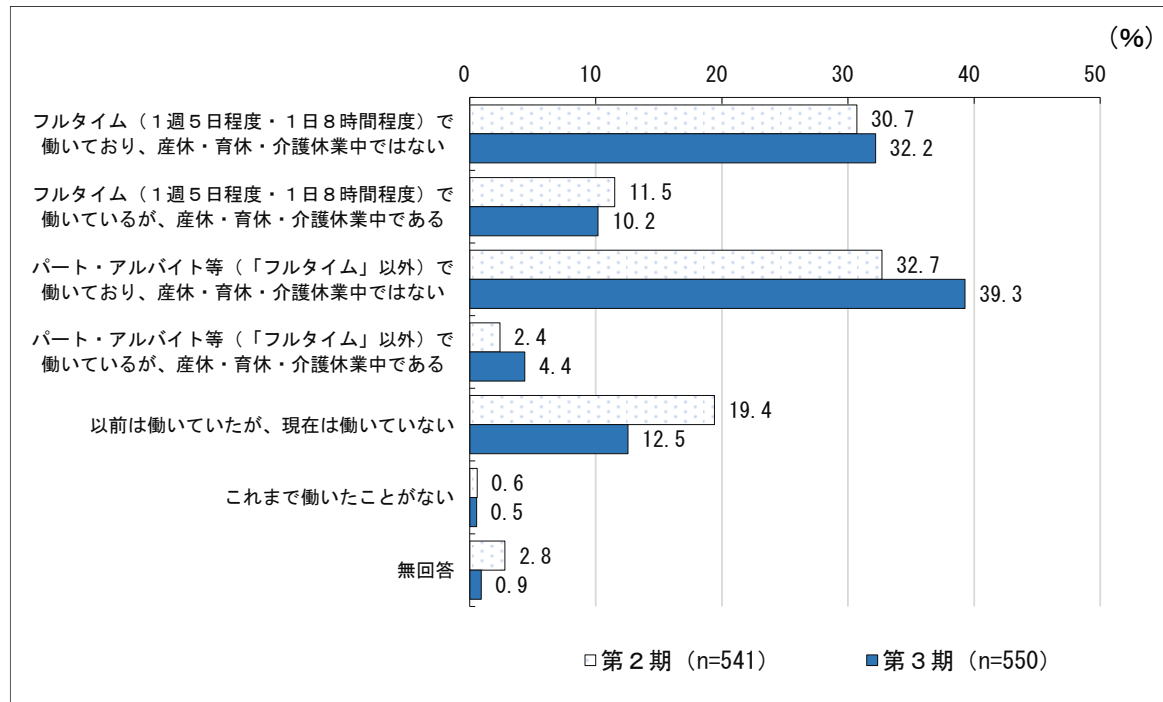




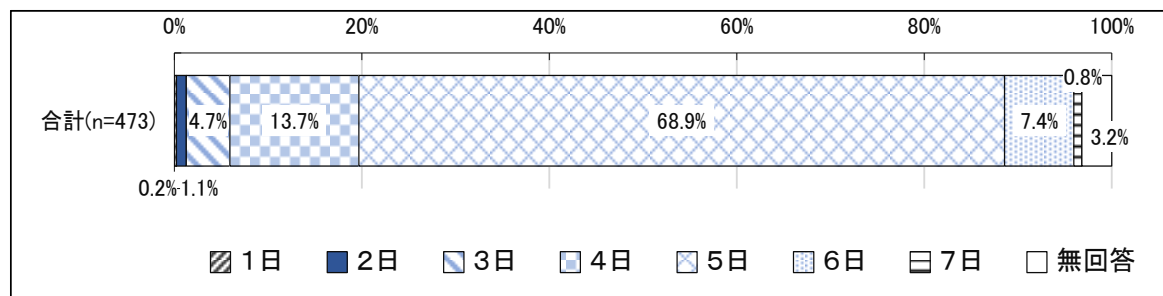
(2) 保護者の働いている状況について

■就学前の児童を持つ母親の現在の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 32.2%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が 12.5%となっています。



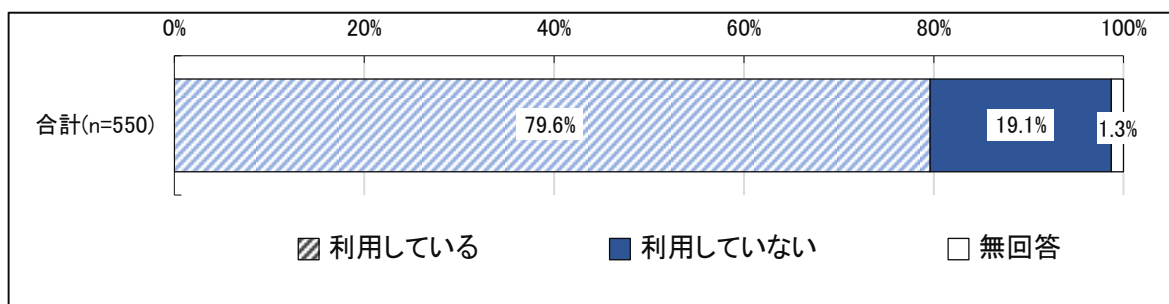
1週当たりの就労日数については、「5日」の割合が 68.9%と最も高く、次いで「4日」の割合が 13.7%となっています。



(3) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況

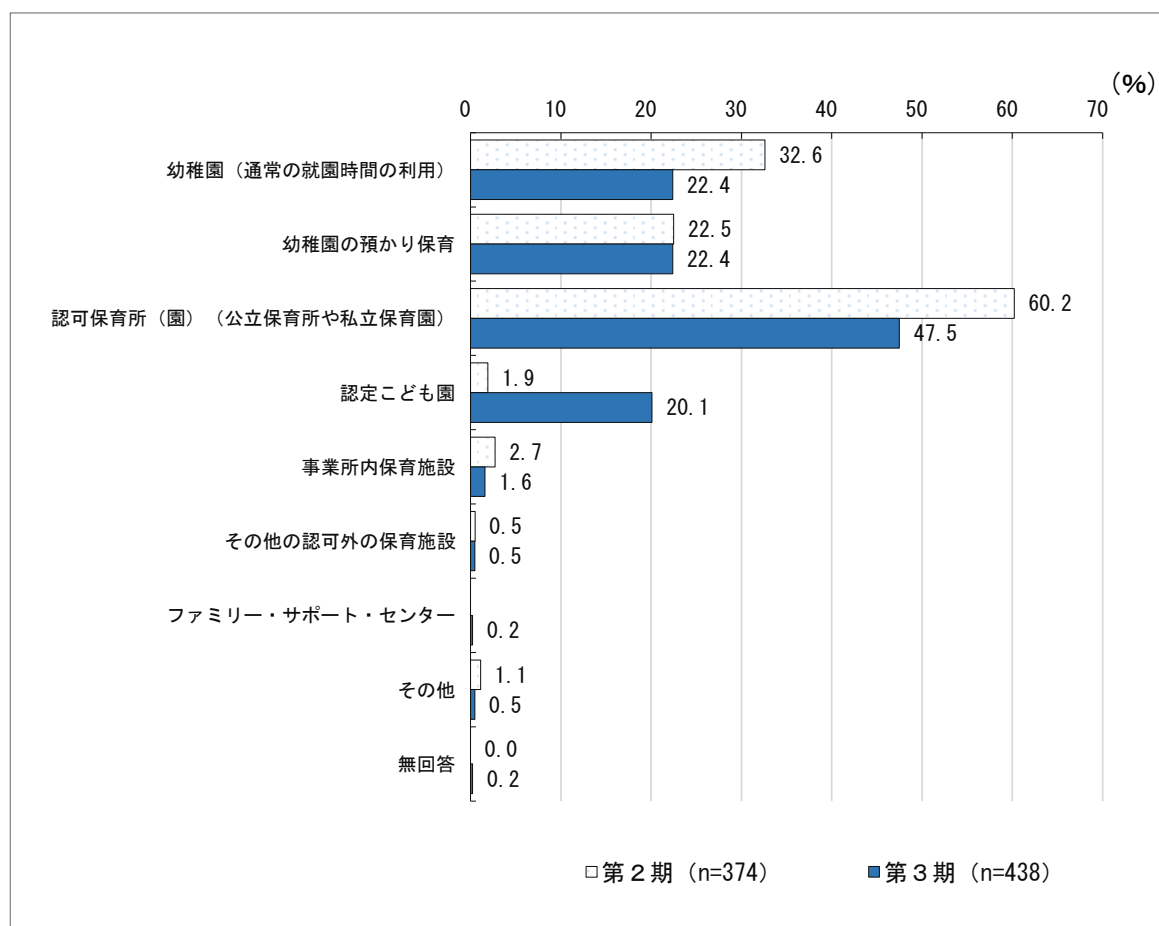
■現在、保育所（園）、認定こども園、幼稚園などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

「利用している」の割合が79.6%、「利用していない」の割合が19.1%となっています。



■平日、利用している「定期的な教育・保育事業」

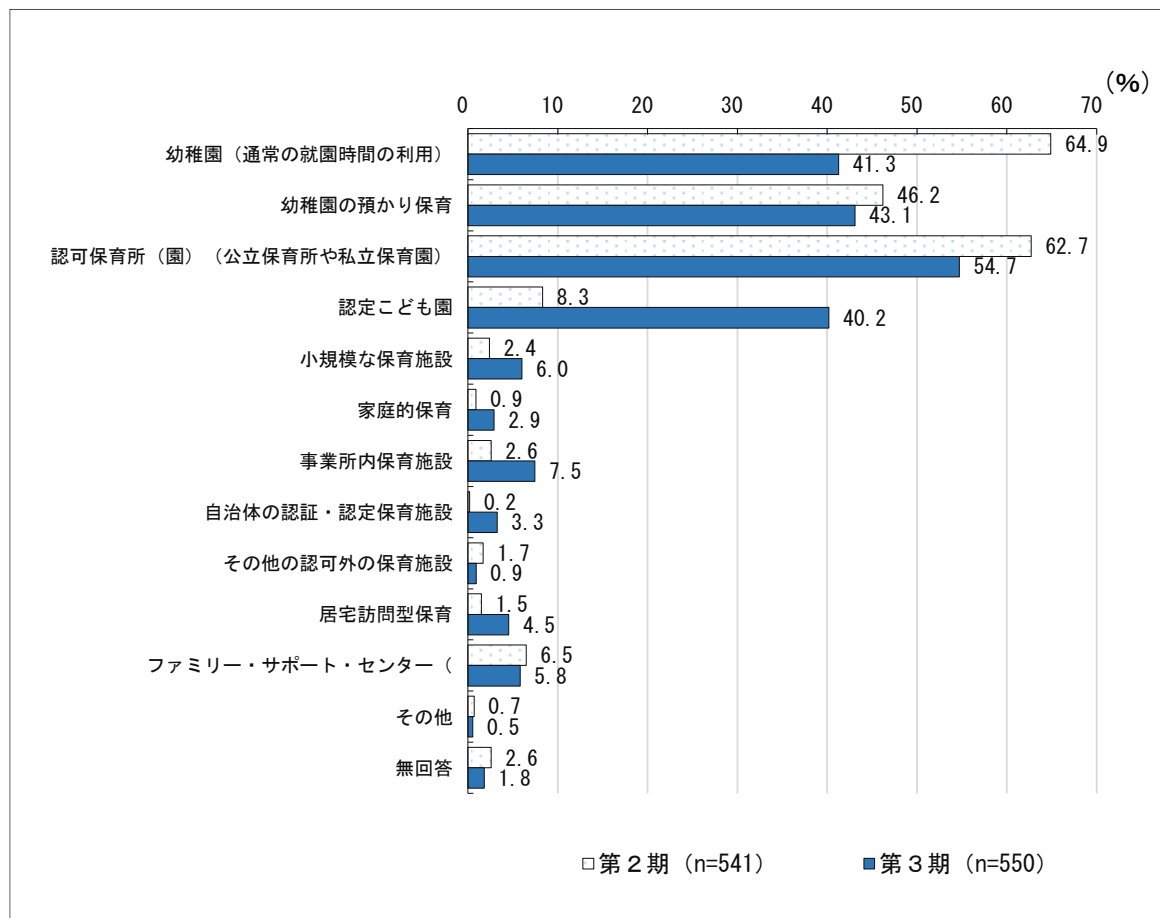
「認可保育所（園）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が22.4%となっています。





■今後利用したい平日の「定期的な教育・保育事業」

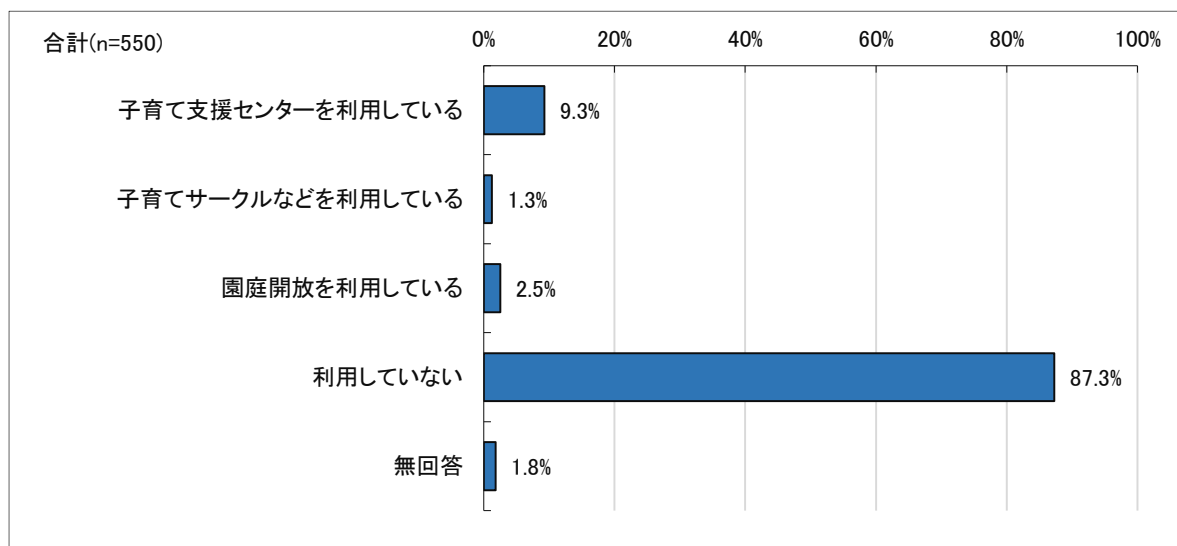
「認可保育所（園）」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 43.1%、「幼稚園」の割合が 41.3%となっています。



(4) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況

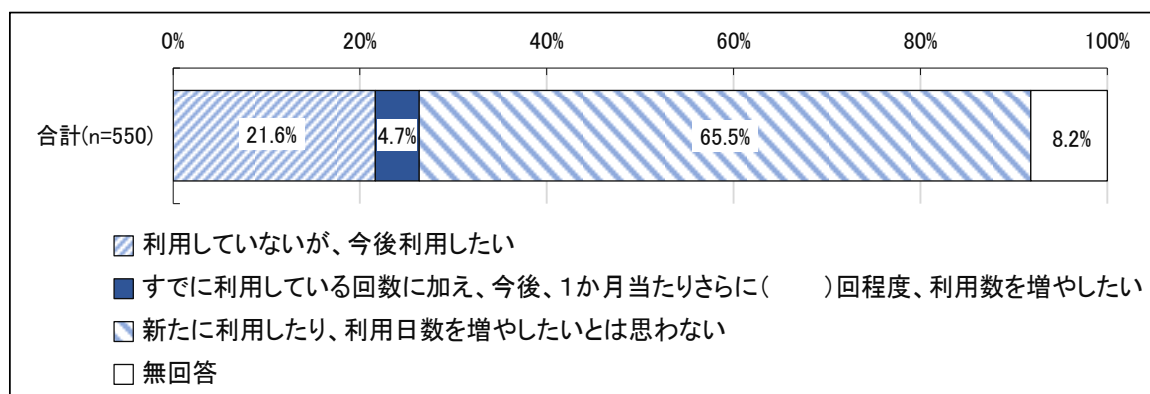
■現在の地域の子育て支援事業の利用状況

「利用していない」の割合が 87.3%と最も高く、次いで「子育て支援センターを利用している」の割合が 9.3%となっています。



■地域子育て支援拠点事業の今後新たな利用希望、または利用数の増加希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 65.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 21.6%となっています。

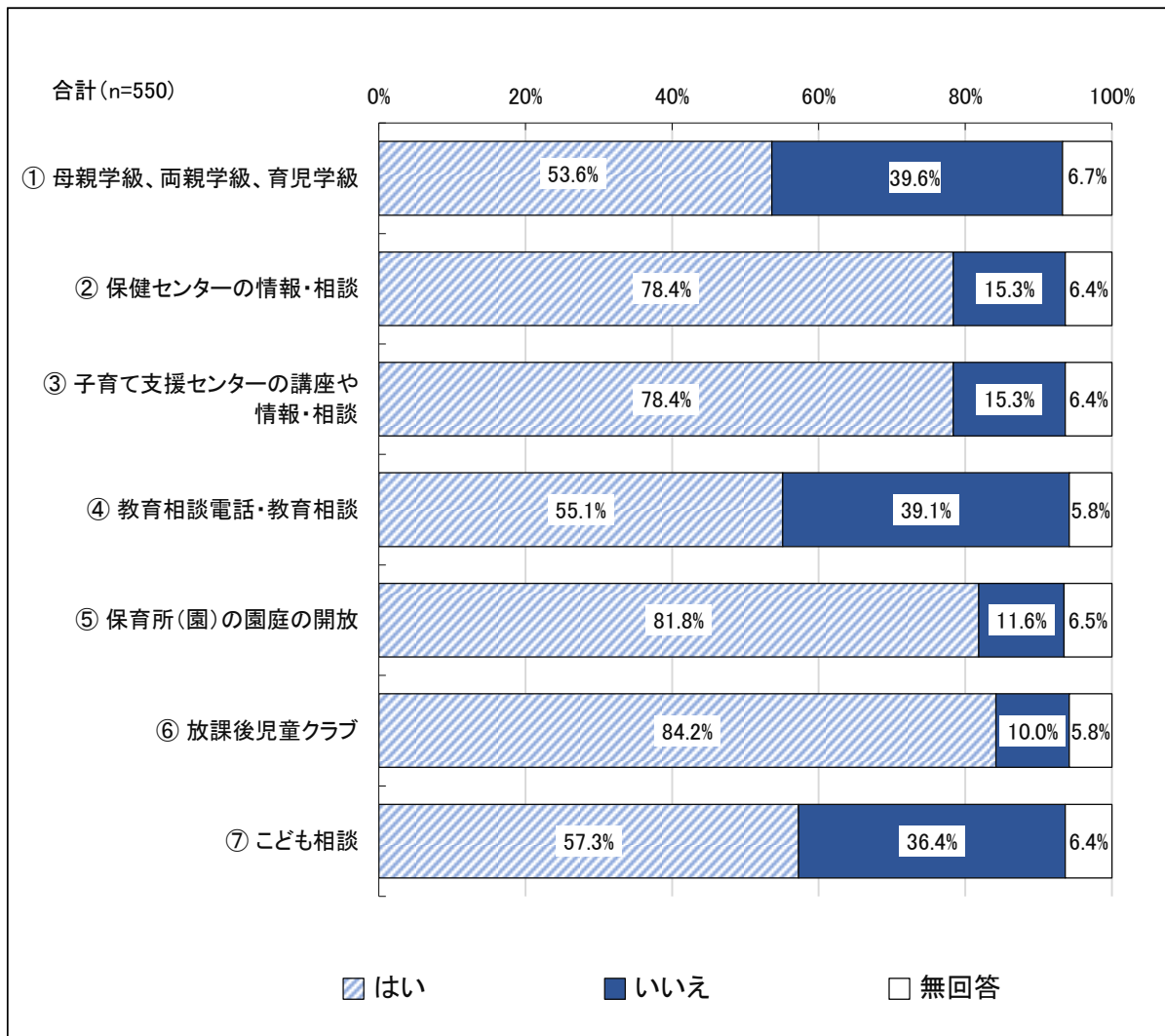




■サービスへの認識と利用状況

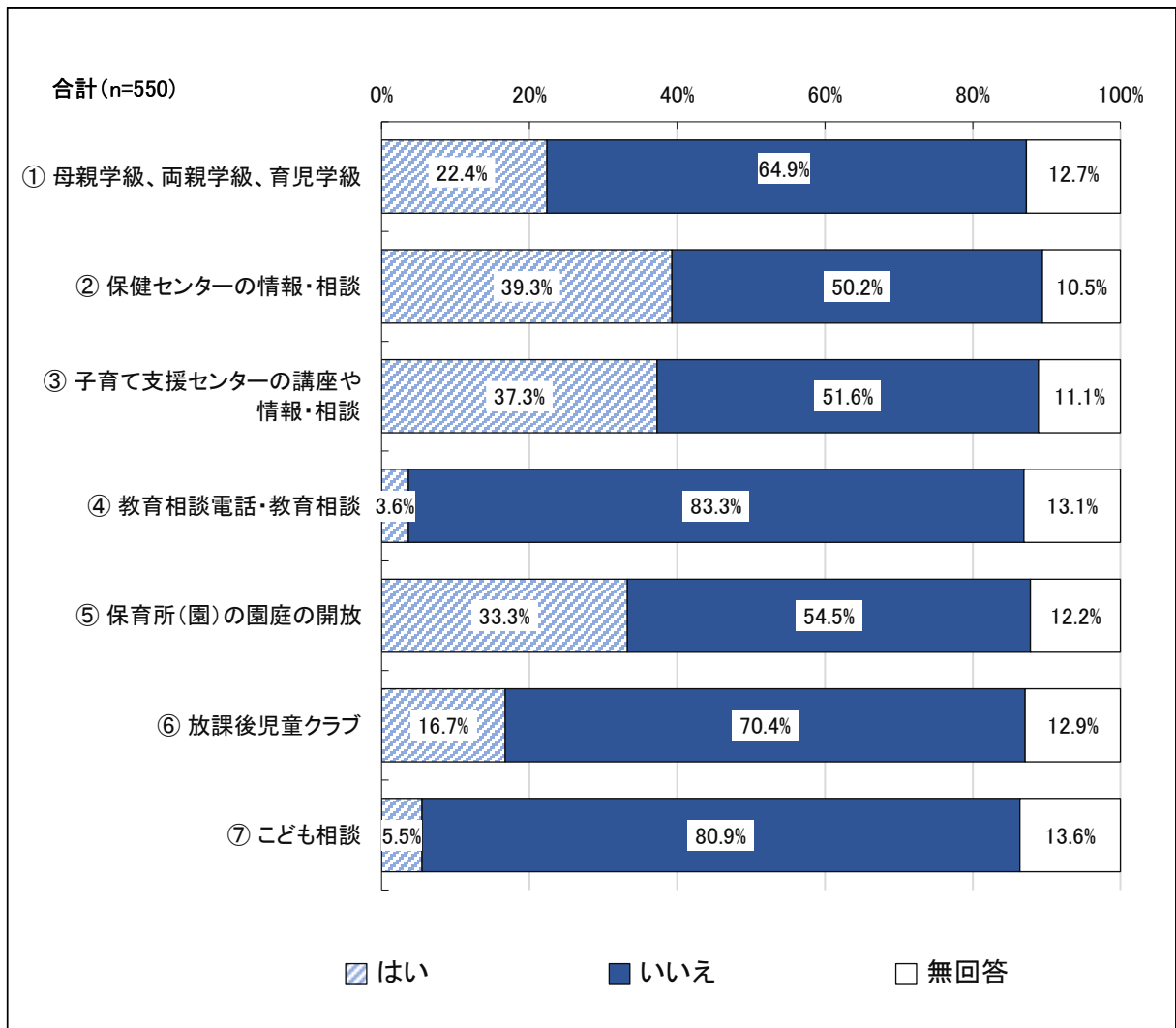
A. 知っている

「②保健センターの情報・相談」、「③子育て支援センターの講座や情報・相談」、「⑤保育所（園）の園庭の開放」、「⑥放課後児童クラブ」で「はい」の割合が高く、特に「⑤保育所（園）の園庭の開放」、「⑥放課後児童クラブ」では8割を超えています。



B. 利用したことがある

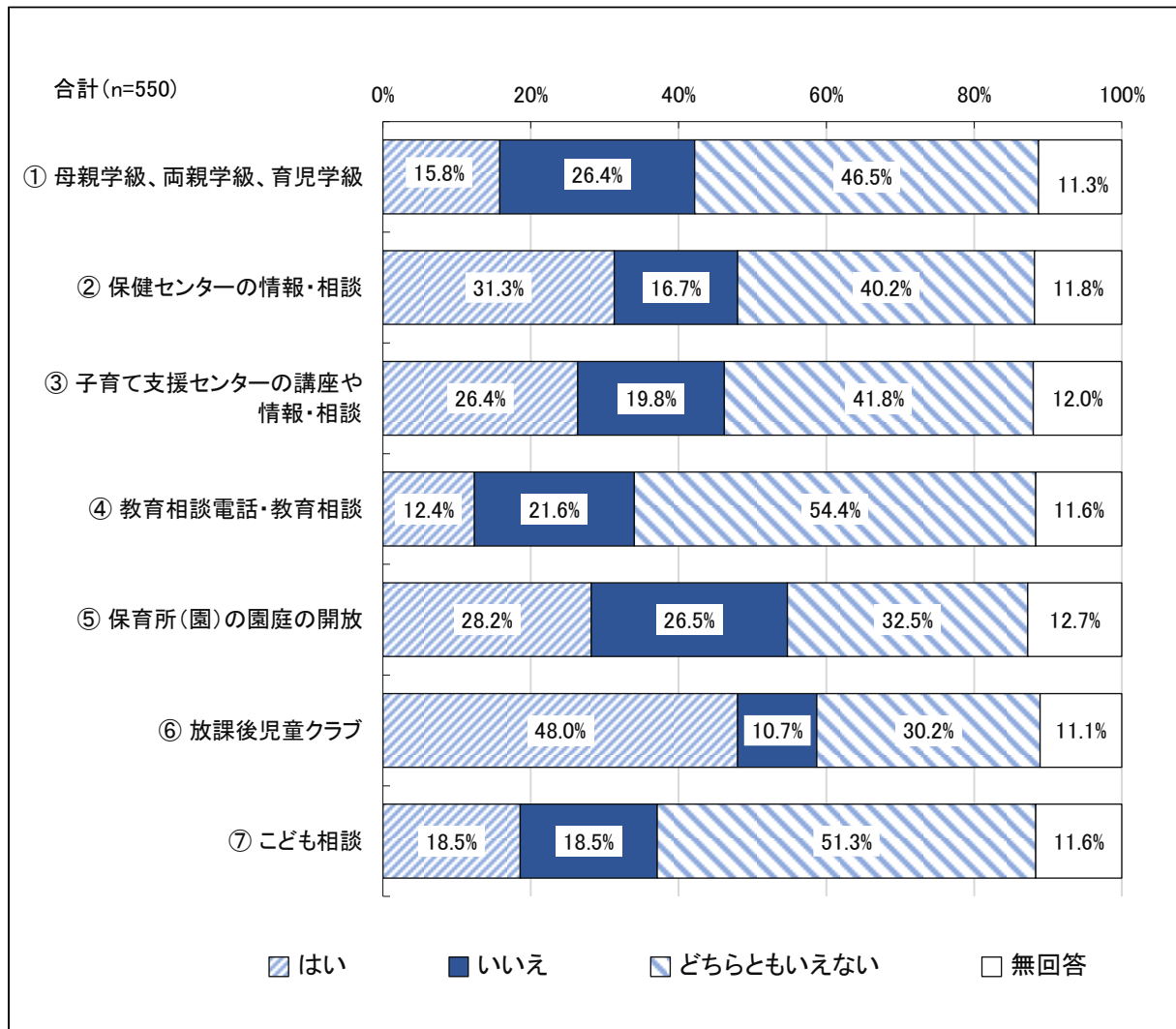
「②保健センターの情報・相談」、「③子育て支援センターの講座や情報・相談」で「はい」の割合が高く、約4割となっています。





C. 今後、利用したい

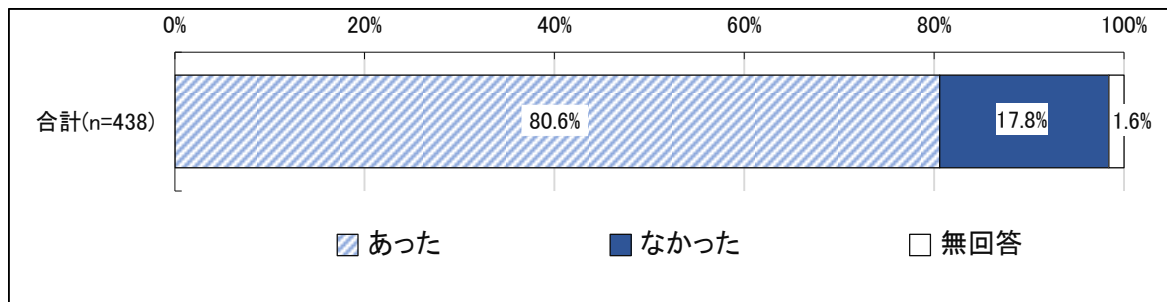
「②保健センターの情報・相談」、「⑤保育所（園）の園庭の開放」、「⑥放課後児童クラブ」で「はい」の割合が高く、「⑥放課後児童クラブ」では約5割となっています。



(5) 子どもの病気の際の対応

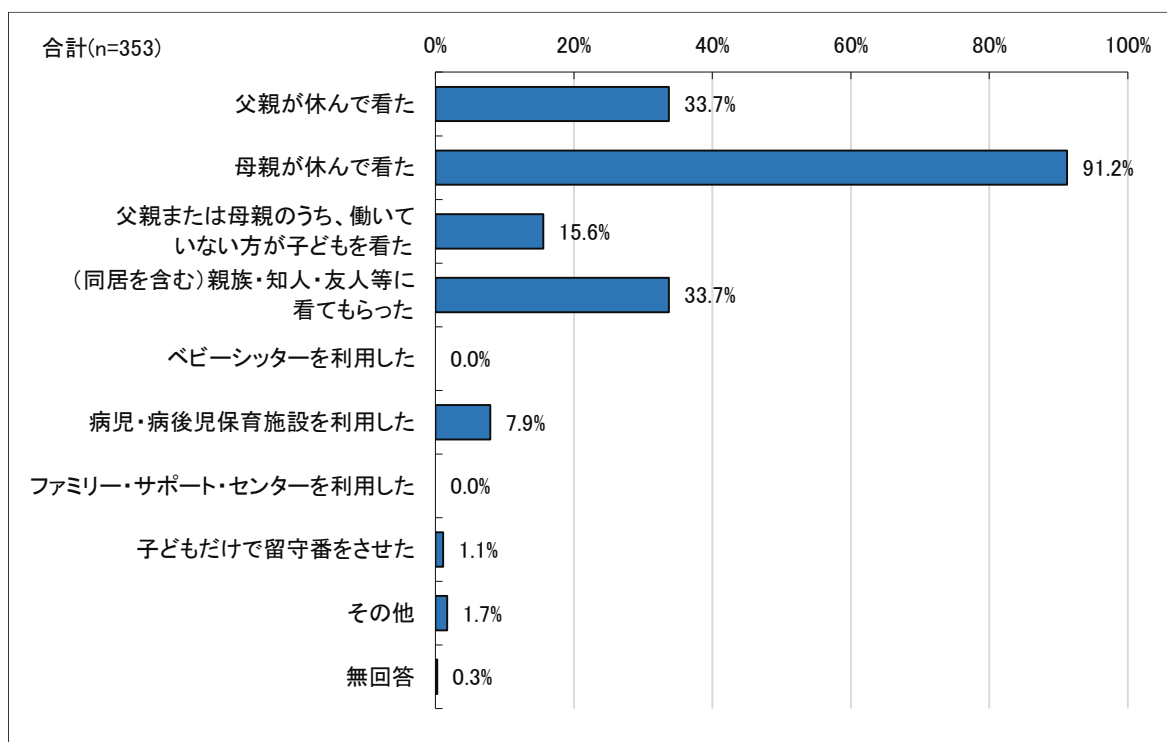
■お子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

「あった」の割合が80.6%、「なかった」の割合が17.8%となっています。



■お子さんが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法

「母親が休んで見た」の割合が91.2%と最も高く、次いで「父親が休んで見た」「(同居を含む)親族・知人・友人等に看てもらった」の割合が33.7%となっています。

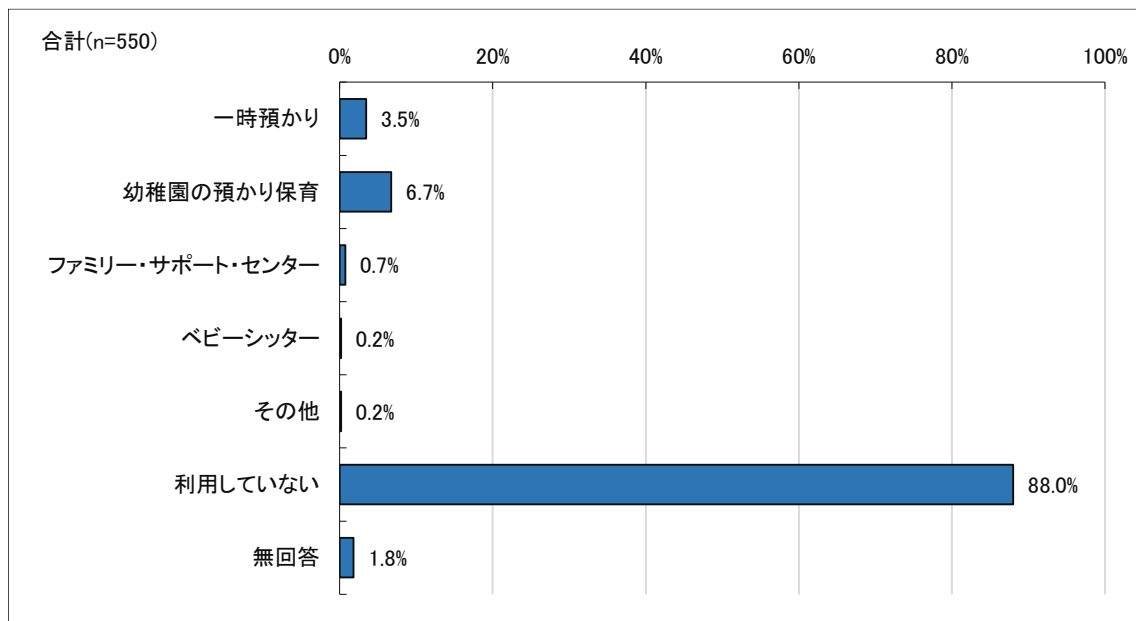




(6) 不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

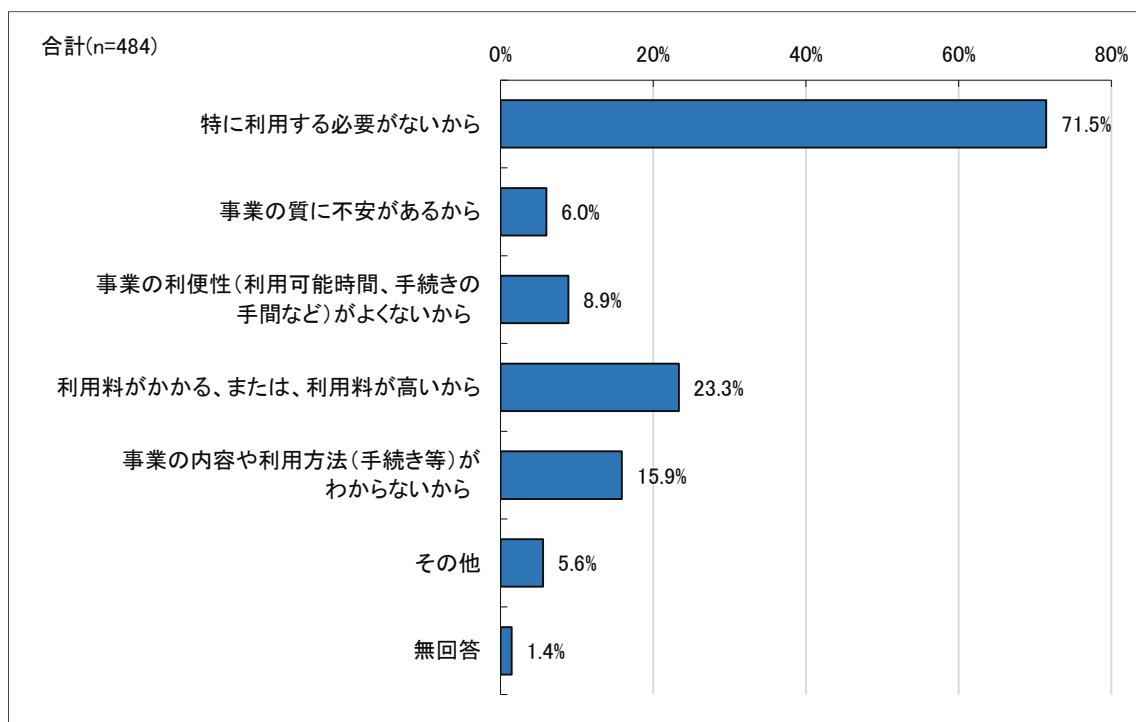
■不定期に利用している事業

「利用していない」の割合が88.0%と最も高くなっています。



■一時預かり事業を利用していない理由

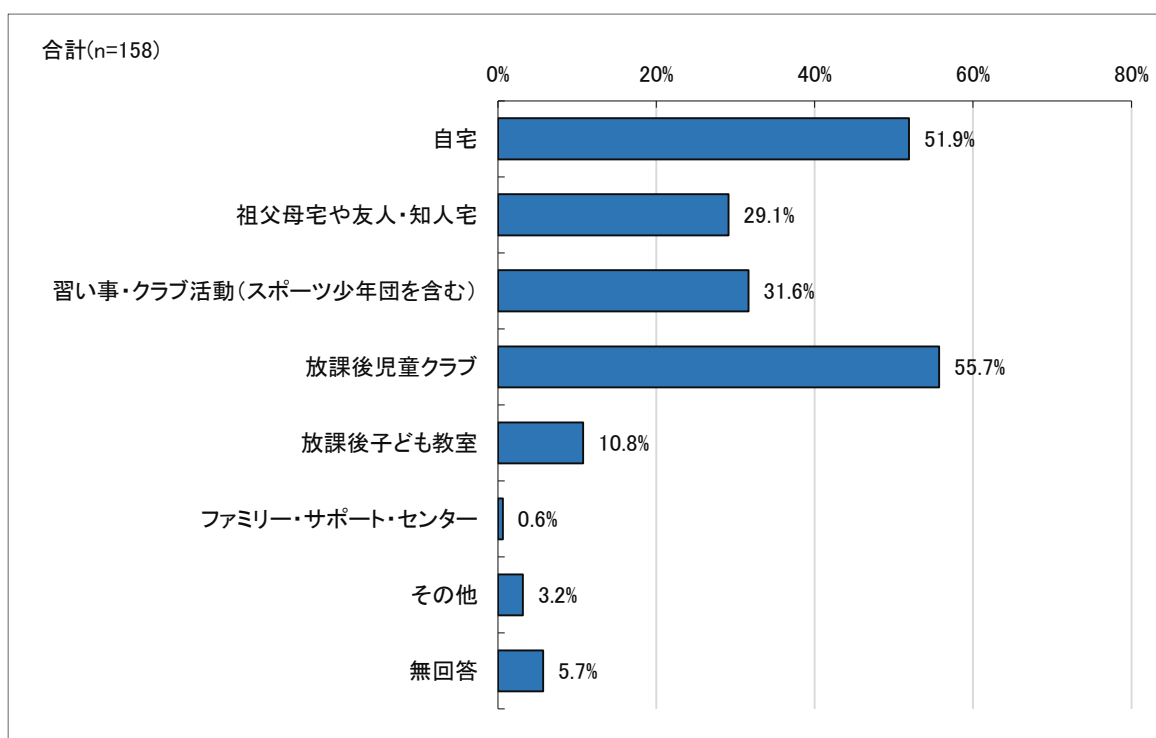
「特に利用する必要がないから」の割合が71.5%と最も高く、次いで「利用料がかかる、または、利用料が高いから」の割合が23.3%、「事業の内容や利用方法(手続き等)がわからないから」の割合が15.9%となっています。



(7) 学校就学後の放課後の過ごし方

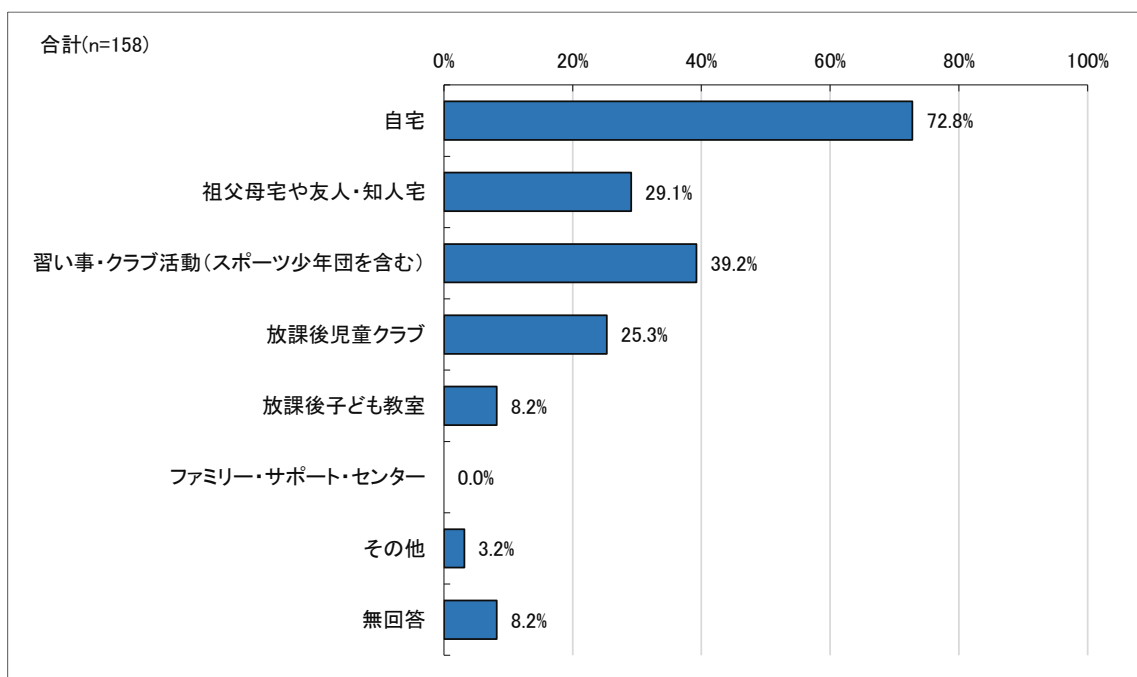
■小学校低学年時の放課後の時間を過ごす場所の希望

「放課後児童クラブ」の割合が 55.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 51.9%、「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」の割合が 31.6%となっています。



■小学校高学年時の放課後の時間を過ごす場所の希望

「自宅」の割合が 72.8%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」の割合が 39.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 29.1%となっています。

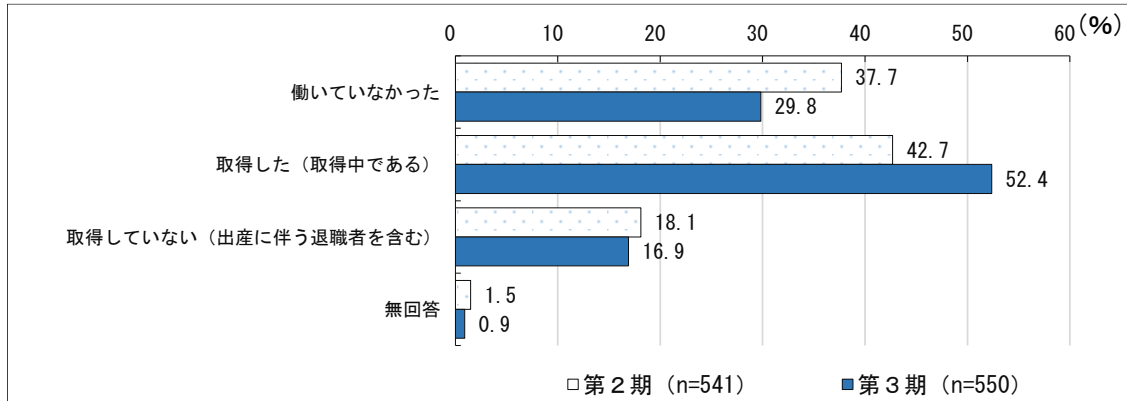




(8) 子育てと職場の両立支援制度など

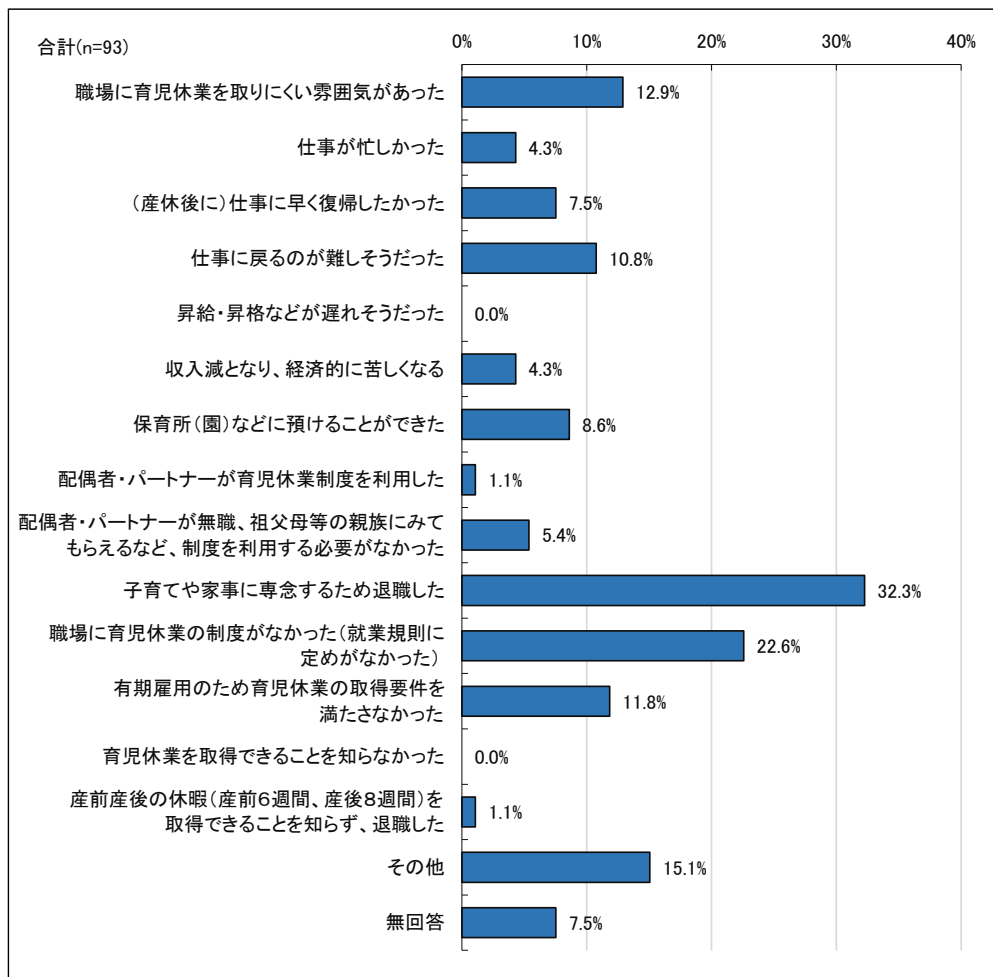
■育児休業の取得の有無（母親）

「取得した（取得中である）」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 29.8%、「取得していない（出産に伴う退職者を含む）」の割合が 16.9%となっています。



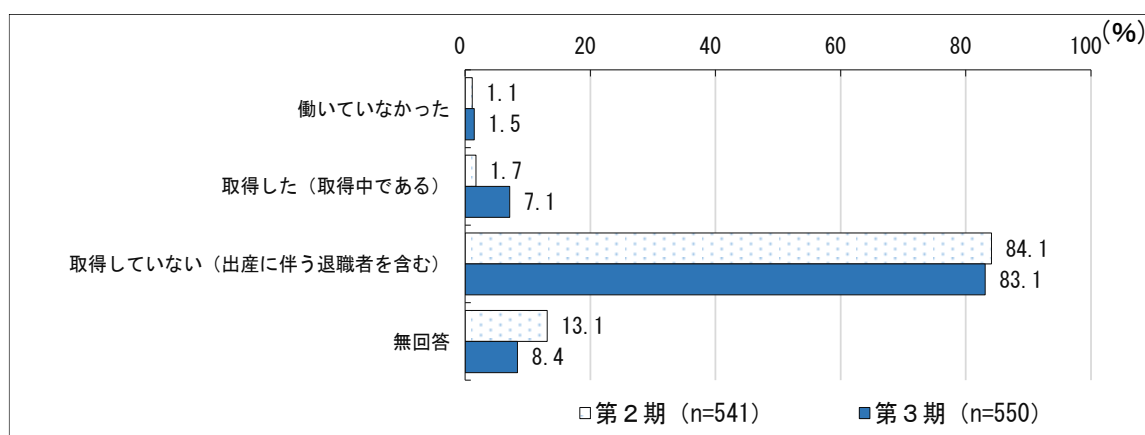
■育児休業を取得しなかった理由（母親）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 32.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 22.6%、「その他」の割合が 15.1%となっています。



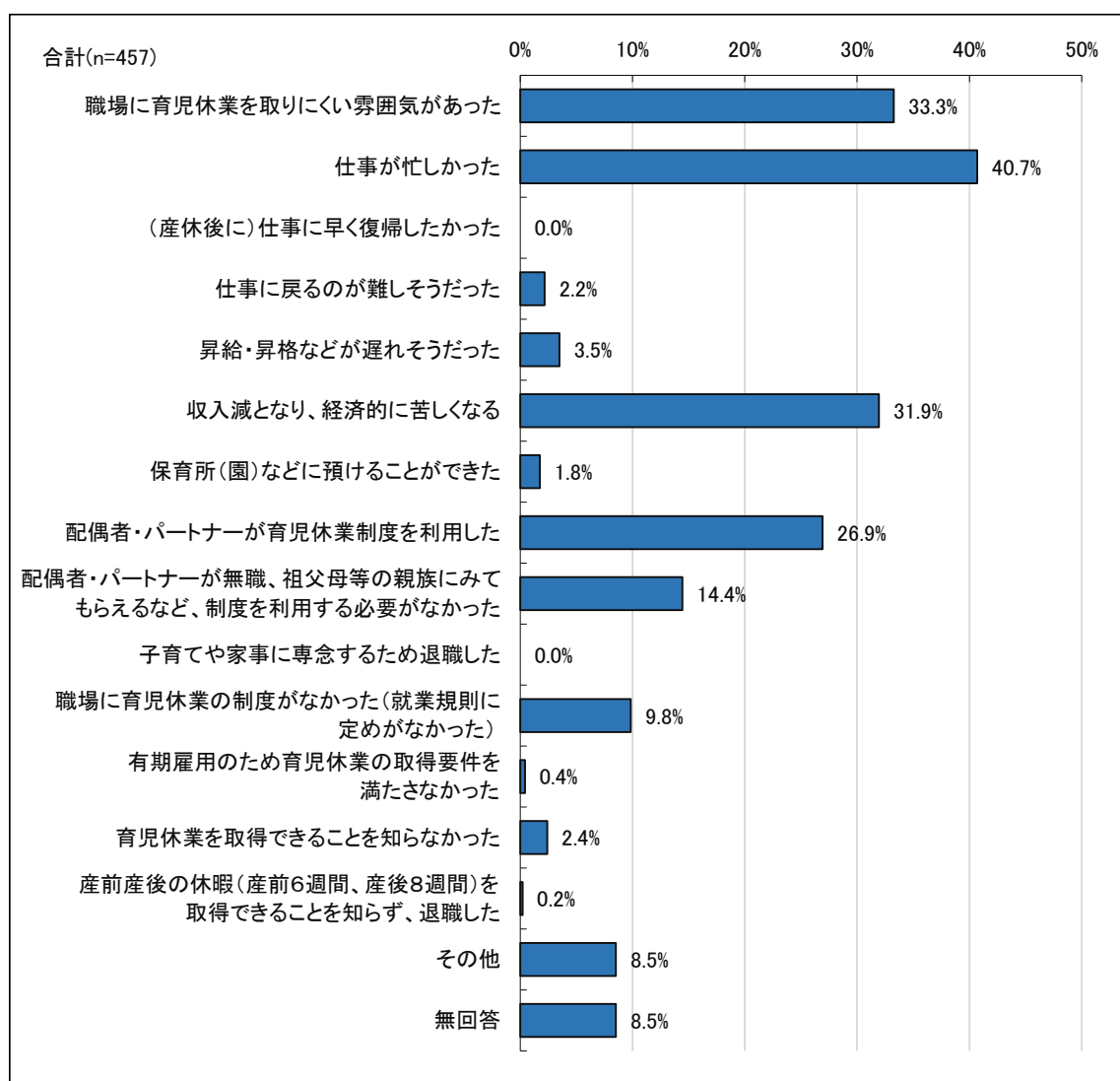
■育児休業の取得の有無（父親）

「取得していない」の割合が83.1%と最も高くなっています。



■育児休業を取得しなかった理由（父親）

「仕事が忙しかった」の割合が40.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が33.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が31.9%となっています。

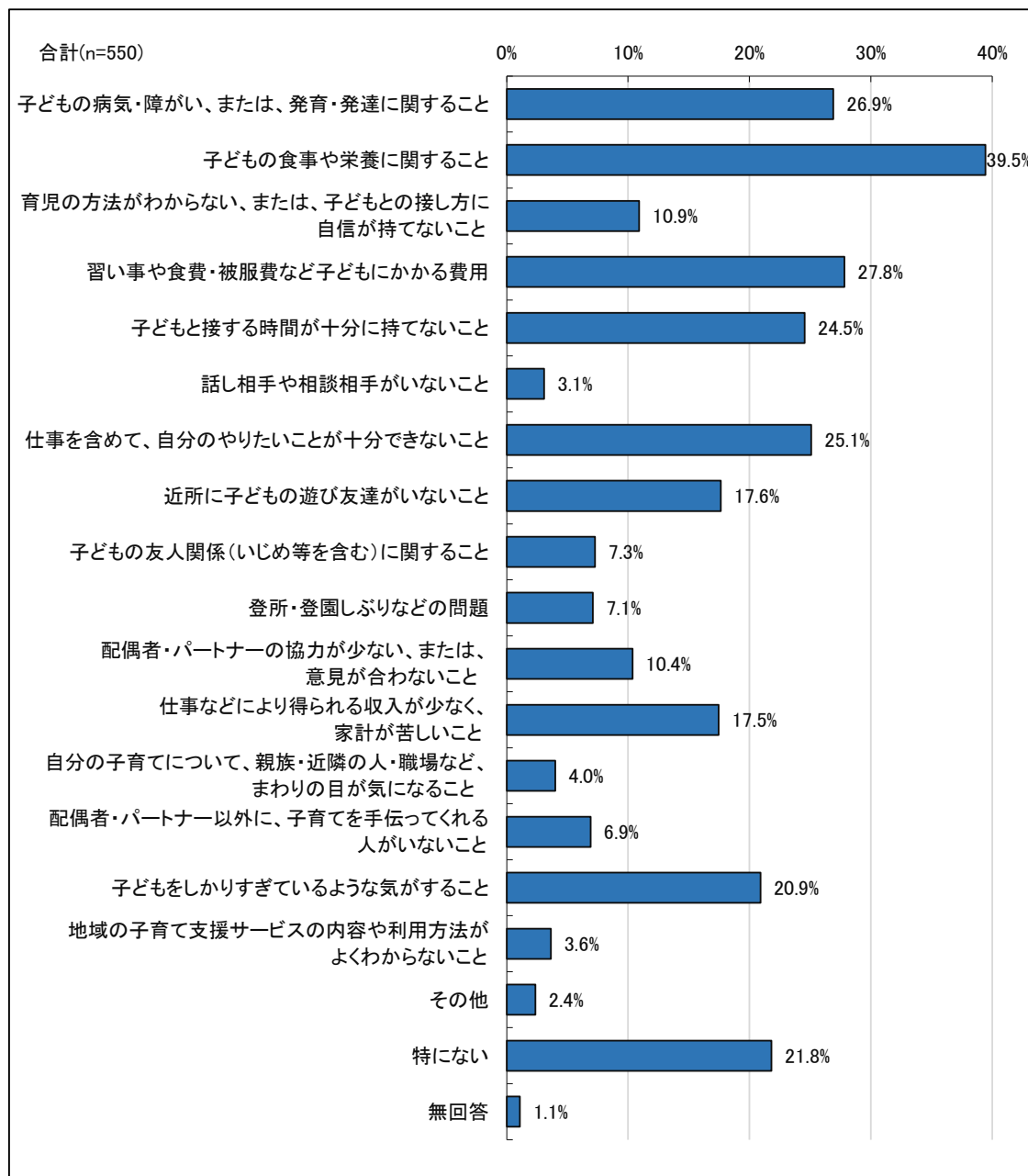




(9) 子育ての悩みや気になることなど

■子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

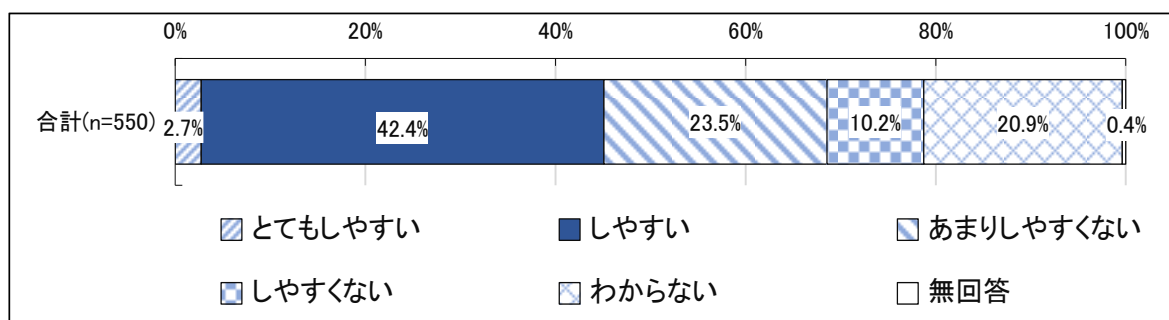
「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が39.5%と最も高く、次いで「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」の割合が27.8%、「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が26.9%となっています。



(10) 本市の子育て施策全般

■本市における子育てのしやすさ

「しやすい」の割合が 42.4%と最も高く、次いで「あまりしやしくない」の割合が 23.5%、「わからない」の割合が 20.9%となっています。



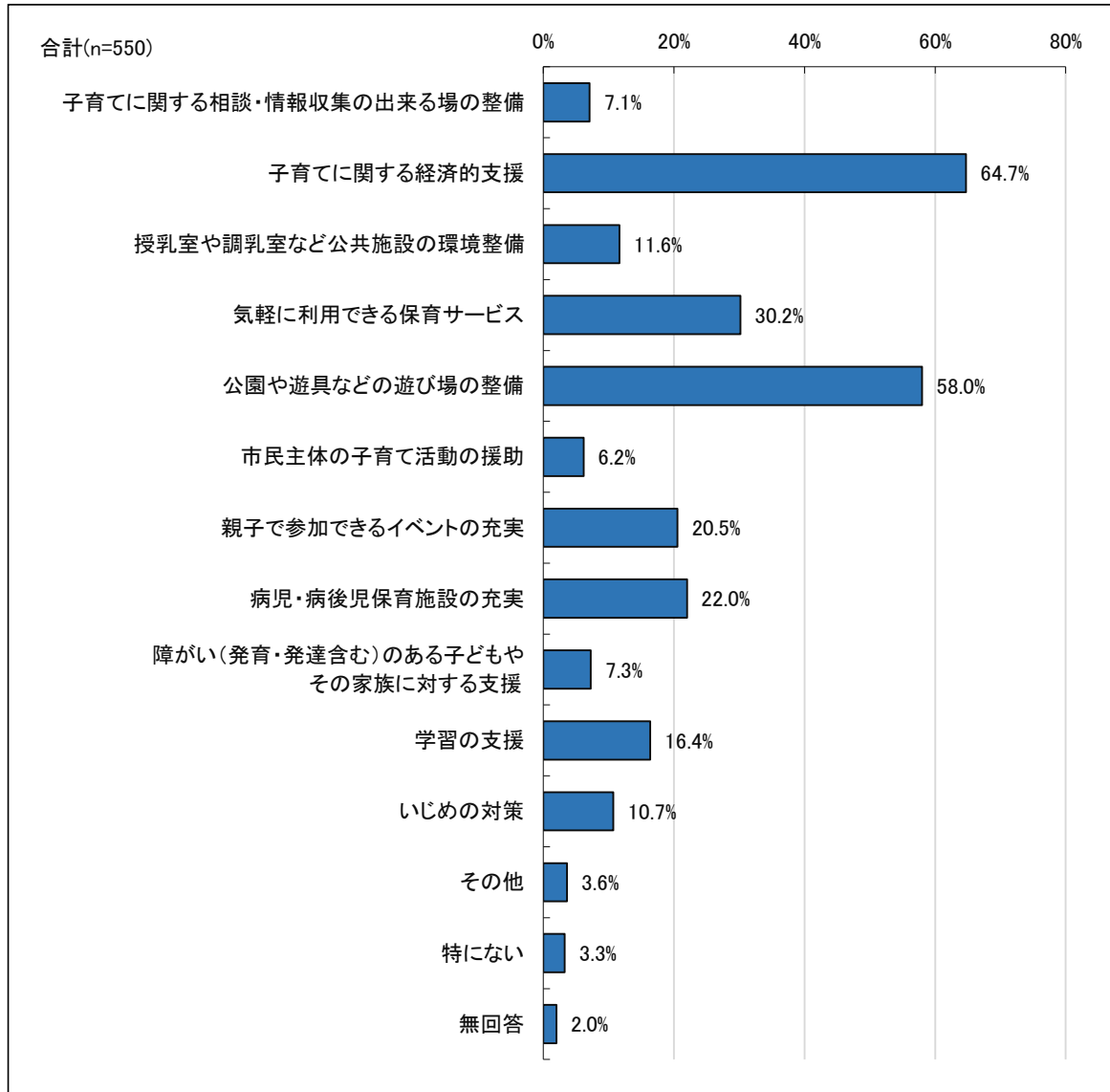
年齢別でみると、0歳～5歳の年齢すべてで「しやすい」の割合が最も高くなっています。また、「とてもしやすい」、「しやすい」をあわせた“子育てしやすいまち”でみると、1歳が 53.9%と最も高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	とても しやすい	しや すい	あま りし や し く な い	し や し く な い	わ か ら な い	子育てしやすいまち (とてもしやすい +しやすい)	無 回 答
0歳	60	0.0%	36.7%	20.0%	16.7%	26.7%	36.7%	0.0%
1歳	65	3.1%	50.8%	18.5%	9.2%	16.9%	53.9%	1.5%
2歳	83	4.8%	48.2%	18.1%	12.0%	16.9%	53.0%	0.0%
3歳	72	4.2%	47.2%	18.1%	5.6%	25.0%	51.4%	0.0%
4歳	109	1.8%	39.4%	30.3%	8.3%	19.3%	41.2%	0.9%
5歳	158	2.5%	37.3%	27.2%	10.8%	22.2%	39.8%	0.0%



■今後、充実を希望する子育て支援

「子育てに関する経済的支援」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 58.0%、「気軽に利用できる保育サービス」の割合が 30.2%、「病児・病後児保育施設の充実」の割合が 22.0%、「親子で参加できるイベントの充実」の割合が 20.5%となっています。



(11) アンケートのまとめ

【子育て(教育を含む)を主に行っている方】

「父母ともに」の割合が 60.2%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 39.1%となっている。

【平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況】

「認可保育所(園)」の割合が 47.5%と最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が 22.4%、認定こども園が 20.1%となっている。

【今後利用したい平日の「定期的な教育・保育事業」】

「認可保育所(園)」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 43.1%、「幼稚園」の割合が 41.3%となっている。

年齢別でみると、4歳、5歳では「幼稚園」の割合が最も高く、0歳、1歳、2歳、3歳では「認可保育所(園)」の割合が最も高くなっている。

配偶者の有無別でみると、配偶者・パートナーがいる方、配偶者・パートナーはいない方ともに「認可保育所(園)」の割合が最も高くなっています(配偶者・パートナーはいない方では、「幼稚園の預かり保育」も同率で第1位)。

母親の就労状況別でみると、フルタイムでは「認可保育所(園)」の割合が最も高く、パート・アルバイト等と就労していない方では「幼稚園」の割合が最も高くなっている。

【育児休業の取得の有無】

母親については、「取得した」の割合が 52.4%と最も高いが、父親については「取得していない」の割合が 83.1%と最も高く、ほとんどの父親は育児休業を取得していない。

また、母親の育児休業の取得期間については、「～365 日」の割合が 34.4%と最も高く、次いで「366 日以上」の割合が 22.2%となっている。

【今後、充実を希望する子育て支援】

「子育てに関する経済的支援」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 58.0%、「気軽に利用できる保育サービス」の割合が 30.2%、「病児・病後児保育施設の充実」の割合が 22.0%、「親子で参加できるイベントの充実」の割合が 20.5%となっている。

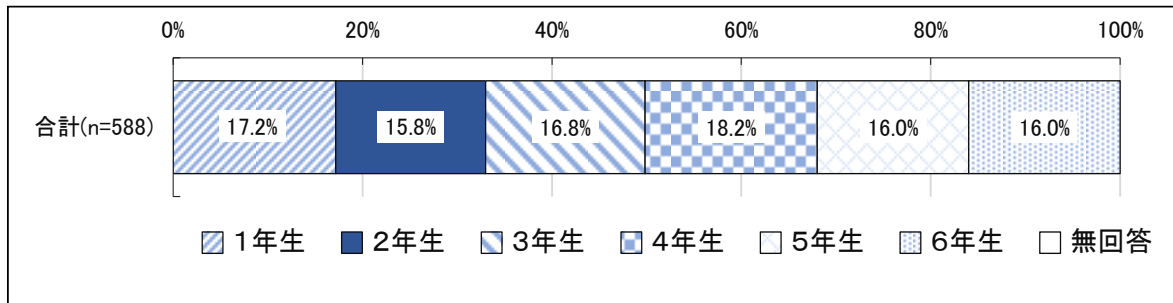


【小学生児童調査】

(1) 子どもとご家族の状況

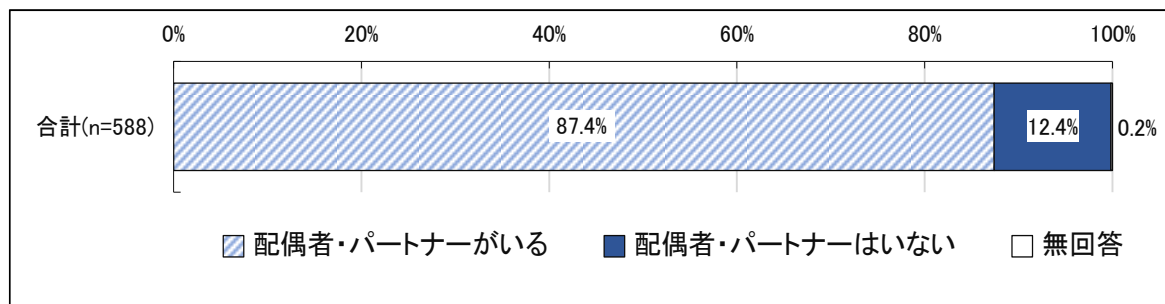
■お子さんの学年

「4年生」の割合が18.2%と最も高く、次いで「1年生」が17.2%、「3年生」の割合が16.8%となっています。



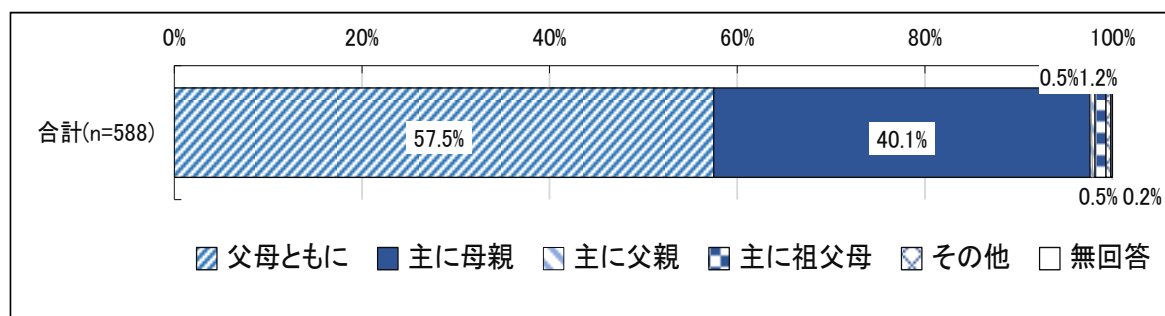
■調査票にご回答いただいている方の配偶関係

「配偶者・パートナーがいる」の割合が87.4%、「配偶者・パートナーはいない」の割合が12.4%となっています。



■子育て(教育を含む)を主に行っている方

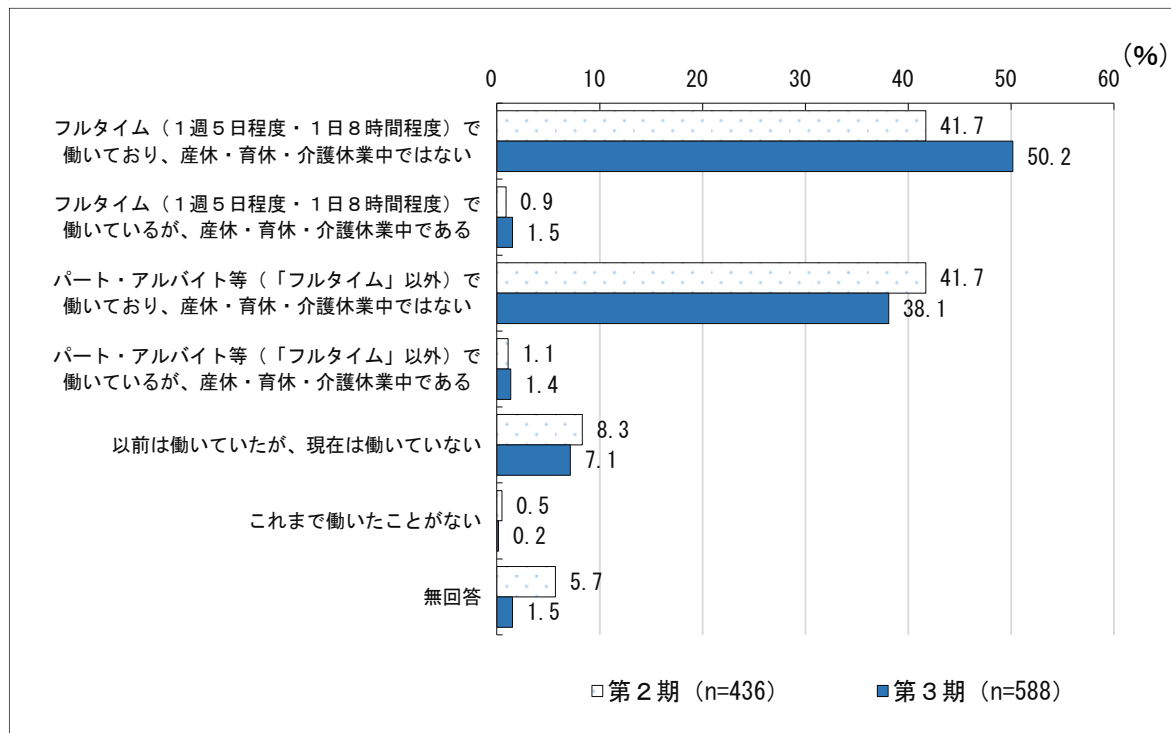
「父母ともに」の割合が57.5%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が40.1%となっています。



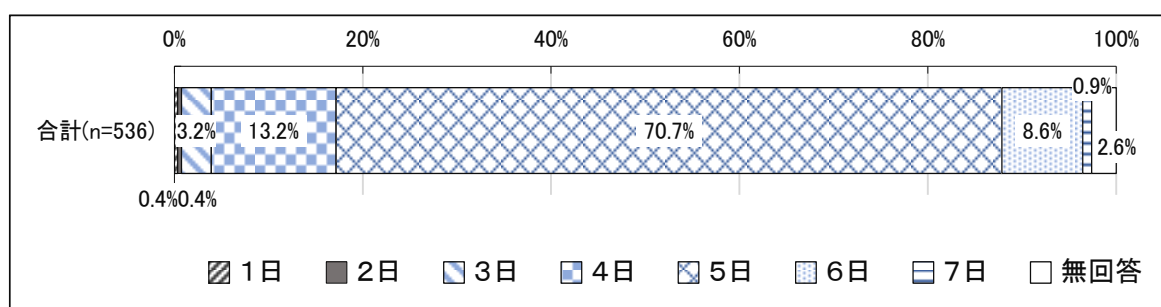
(2) 保護者の働いている状況

■小学生の児童を持つ母親の現在の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 38.1%となっています。



1週当たりの就労日数については、「5日」の割合が 70.7%と最も高く、次いで「4日」の割合が 13.2%となっています。

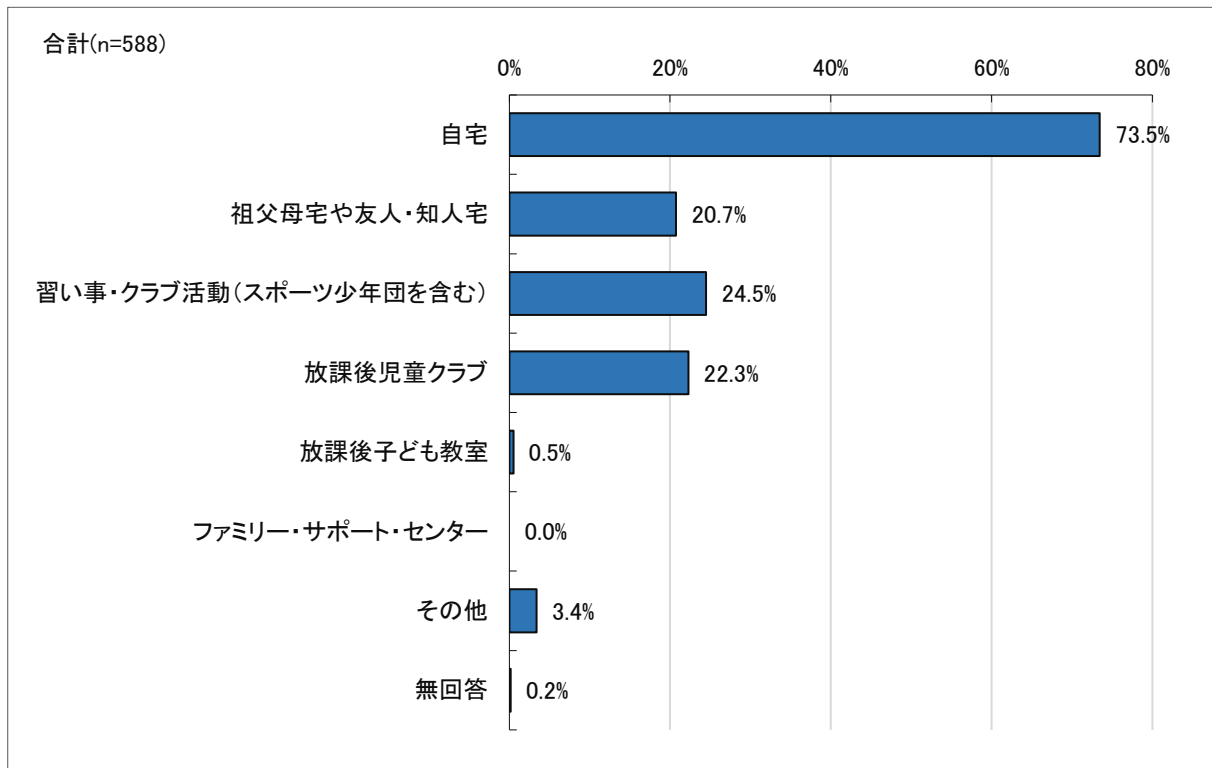




(3) 放課後児童クラブの利用

■放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごす場所

「自宅」の割合が 73.5%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動（スポーツ少年団を含む）」の割合が 24.5%、「放課後児童クラブ」の割合が 22.3%となっています。



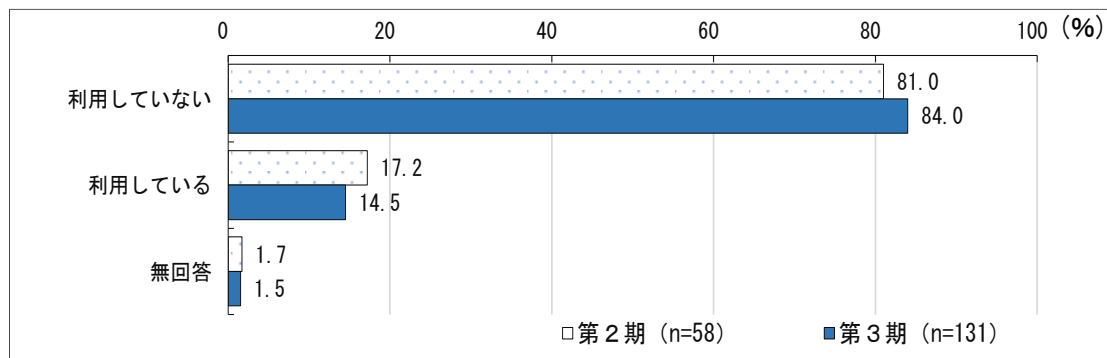
学年別でみると、1年生～6年生の学年すべてで「自宅」の割合が最も高く、学年が上がるにつれて割合が高くなっています。また、「放課後児童クラブ」でみると、1年生の割合が 45.5%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	自宅	祖父母等の親族や友人・知人宅	習い事・クラブ活動 (スポーツ少年団を含む)	放課後児童クラブ	放課後子ども教室	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
1年生	101	50.5%	13.9%	18.8%	45.5%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
2年生	93	61.3%	19.4%	23.7%	39.8%	1.1%	0.0%	4.3%	0.0%
3年生	99	71.7%	28.3%	20.2%	22.2%	0.0%	0.0%	3.0%	1.0%
4年生	107	76.6%	23.4%	24.3%	18.7%	0.9%	0.0%	2.8%	0.0%
5年生	94	88.3%	18.1%	37.2%	5.3%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%
6年生	94	93.6%	21.3%	23.4%	1.1%	1.1%	0.0%	3.2%	0.0%

■放課後児童クラブの土曜日、長期の休暇期間中の利用状況

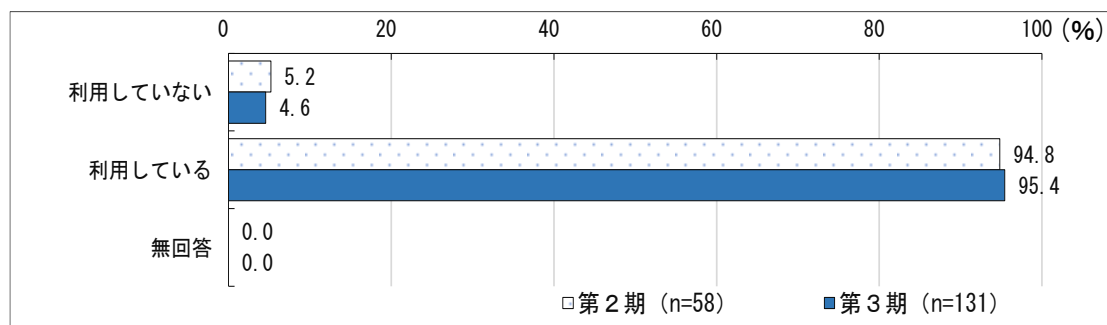
【土曜日】

「利用していない」の割合が84.0%、「利用している」の割合が14.5%となっています。



【夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中】

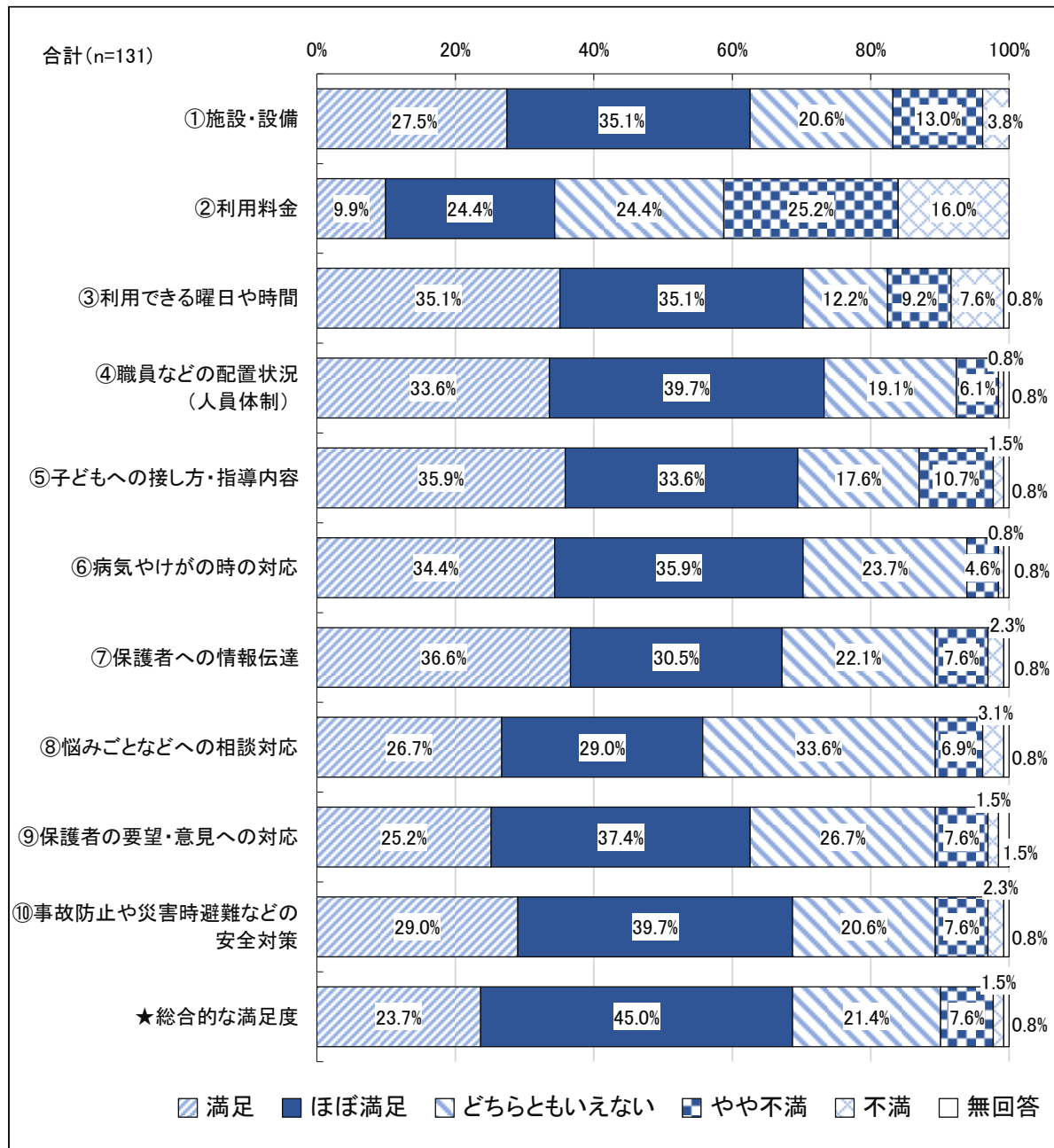
「利用している」の割合が95.4%、「利用していない」の割合が4.6%となっています。





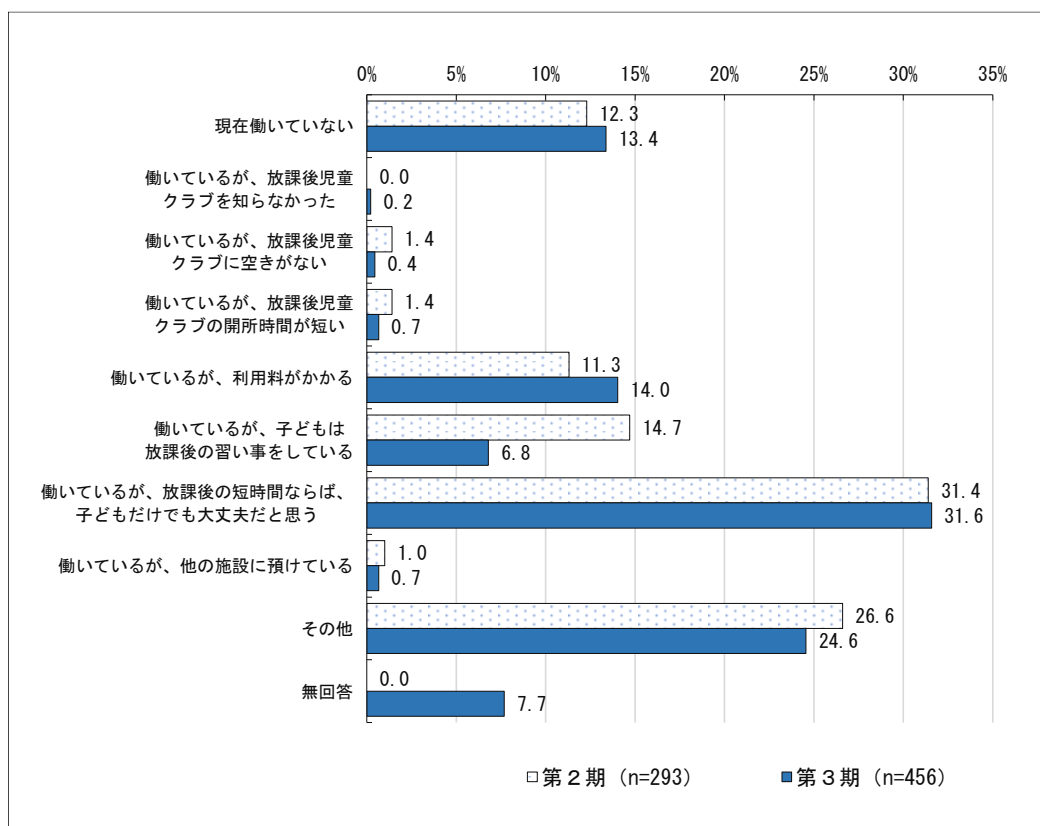
■現在、利用している放課後児童クラブに対する満足度

「③利用できる曜日や時間」、「⑤子どもへの接し方・指導内容」、「⑦保護者への情報伝達」で「満足」の割合がおおよそ35～36%程度と高くなっています。



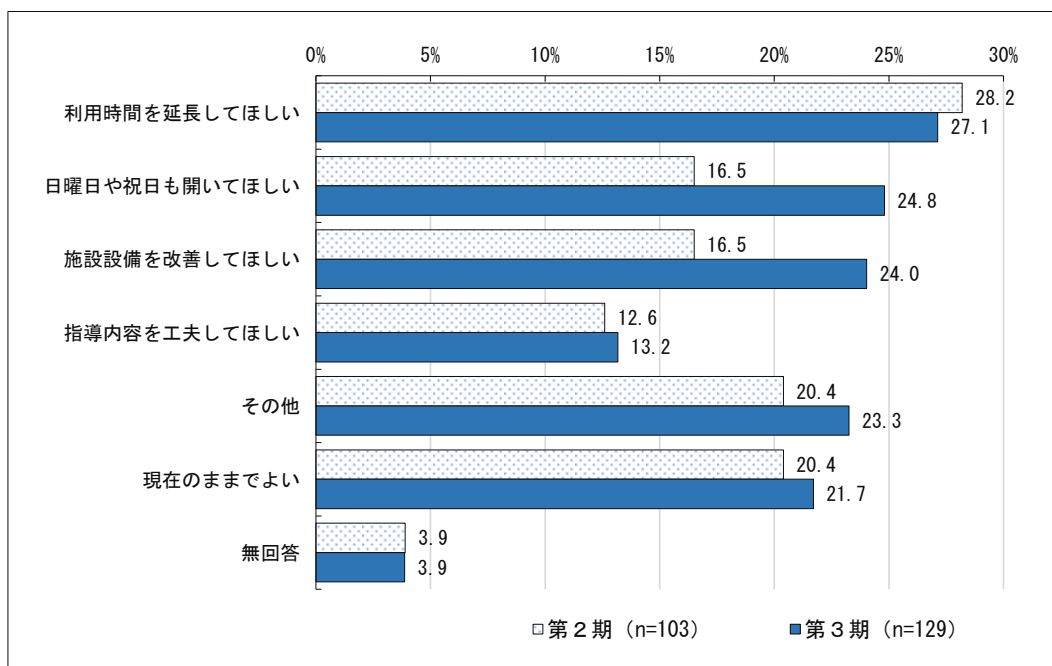
■放課後児童クラブを利用していない理由

「働いているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思う」の割合が31.6%と最も高く、次いで「その他」の割合が24.6%、「働いているが、利用料がかかる」の割合が14.0%となっています。



■今後、放課後児童クラブを利用したい方の放課後児童クラブに対する希望

「利用時間を延長してほしい」の割合が27.1%と最も高く、次いで「日曜日や祝日も開いてほしい」の割合が24.8%、「施設設備を改善してほしい」の割合が24.0%となっています。

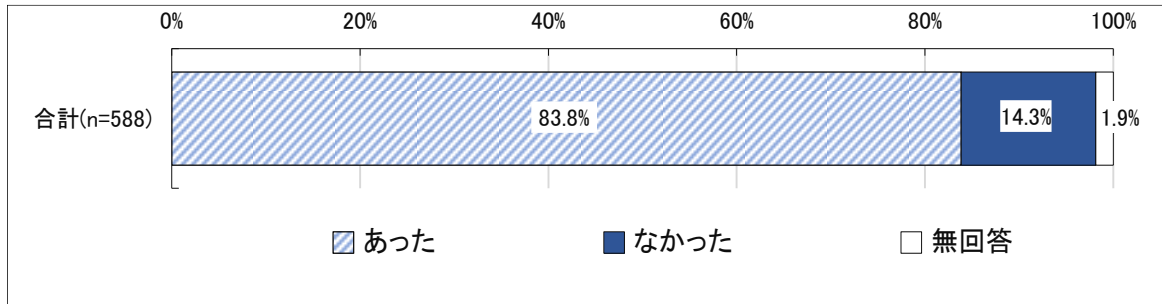




(4) 子どもの病気の際の対応

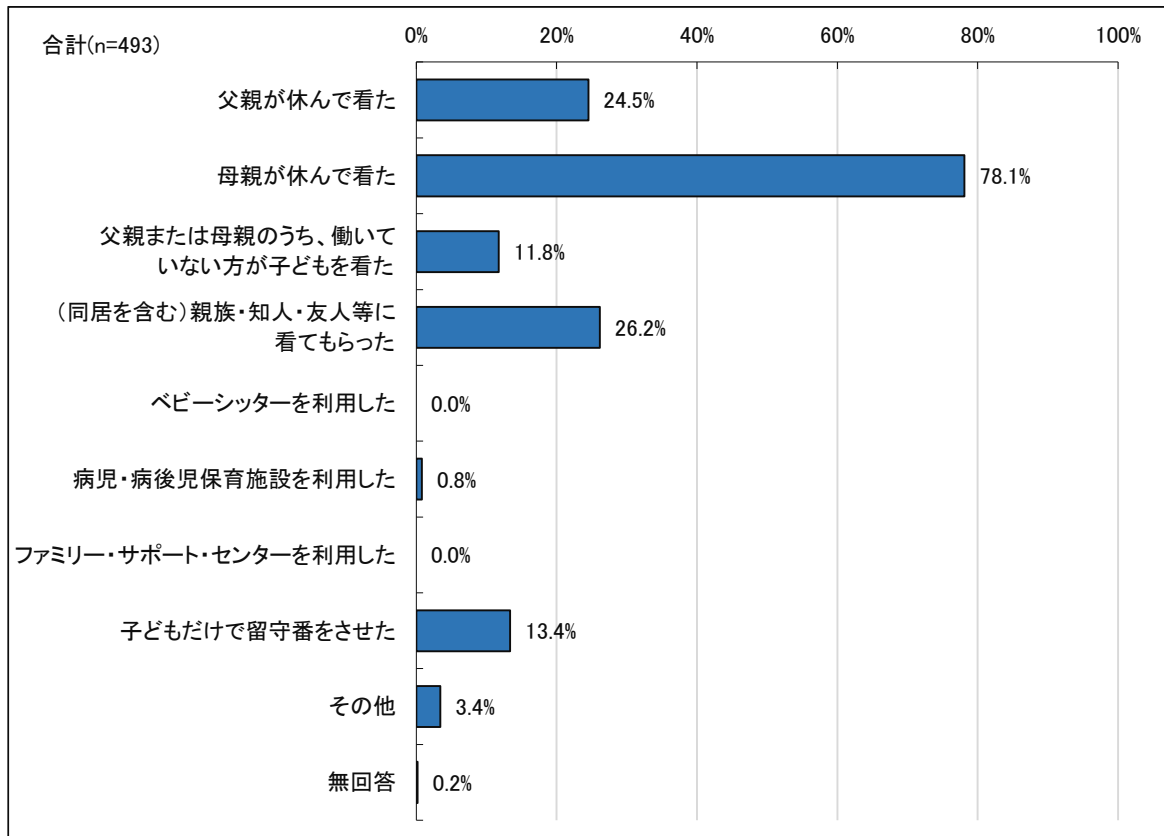
■お子さんの病気やケガで小学校を休むことの有無

「あった」の割合が83.8%、「なかった」の割合が14.3%となっています。



■お子さんが病気やケガで小学校を休んだ場合の対処方法

「母親が休んで見た」の割合が78.1%と最も高く、次いで「(同居を含む)親族・知人・友人等に看てもらった」の割合が26.2%、「父親が休んで見た」の割合が24.5%となっています。

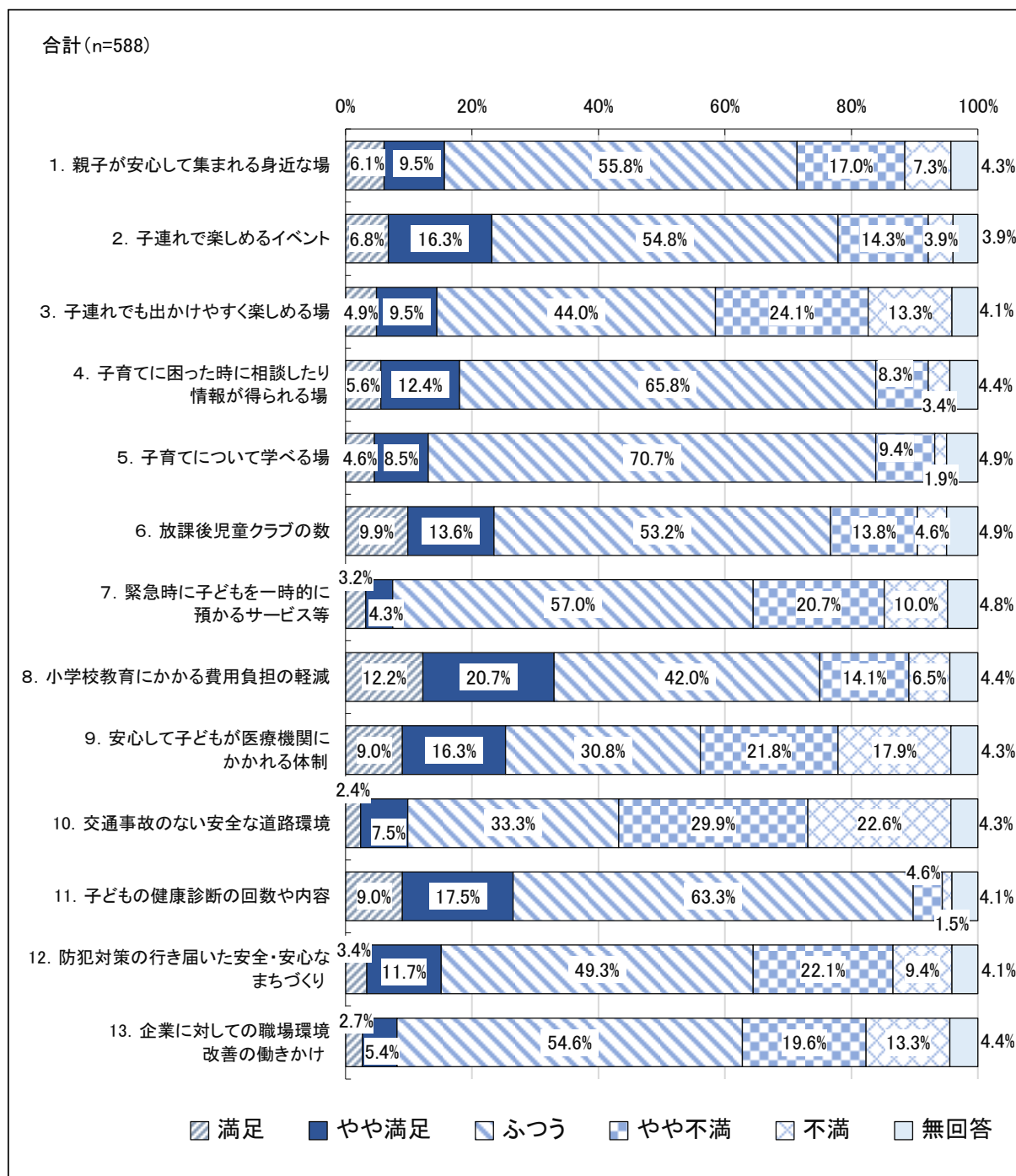


(5) 子育て支援サービスの満足度・重要度

■本市の子育て支援策への満足度・重要度

①満足度

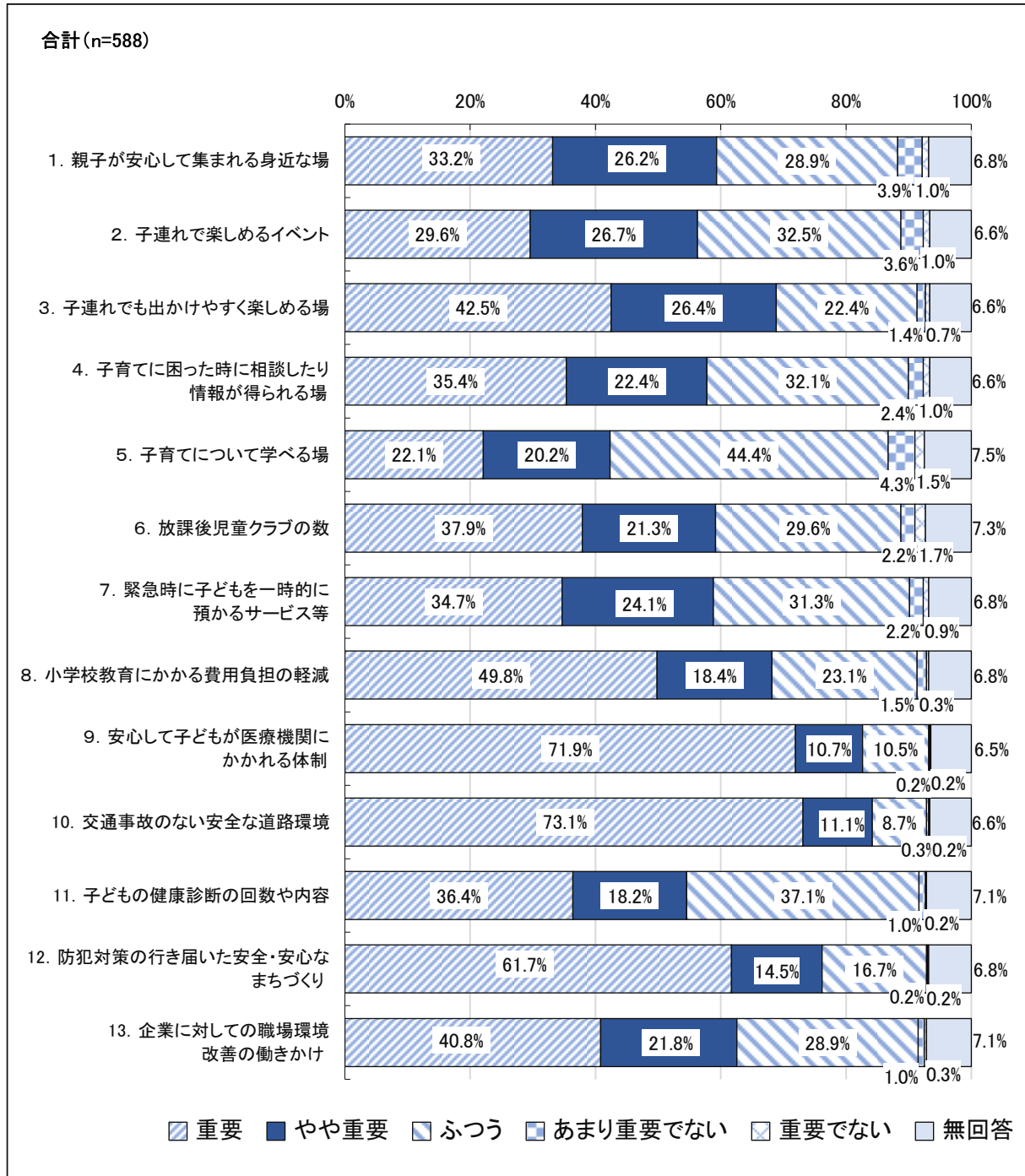
「満足」、「やや満足」をあわせた“満足している”をみると、「8. 小学校教育にかかる費用負担の軽減」の割合が 32.9%と最も高く、次いで「11. 子どもの健康診断の回数や内容」の割合が 26.5%、「9. 安心して子どもが医療機関にかかる体制」の割合が 25.3%となっています。





②重要度

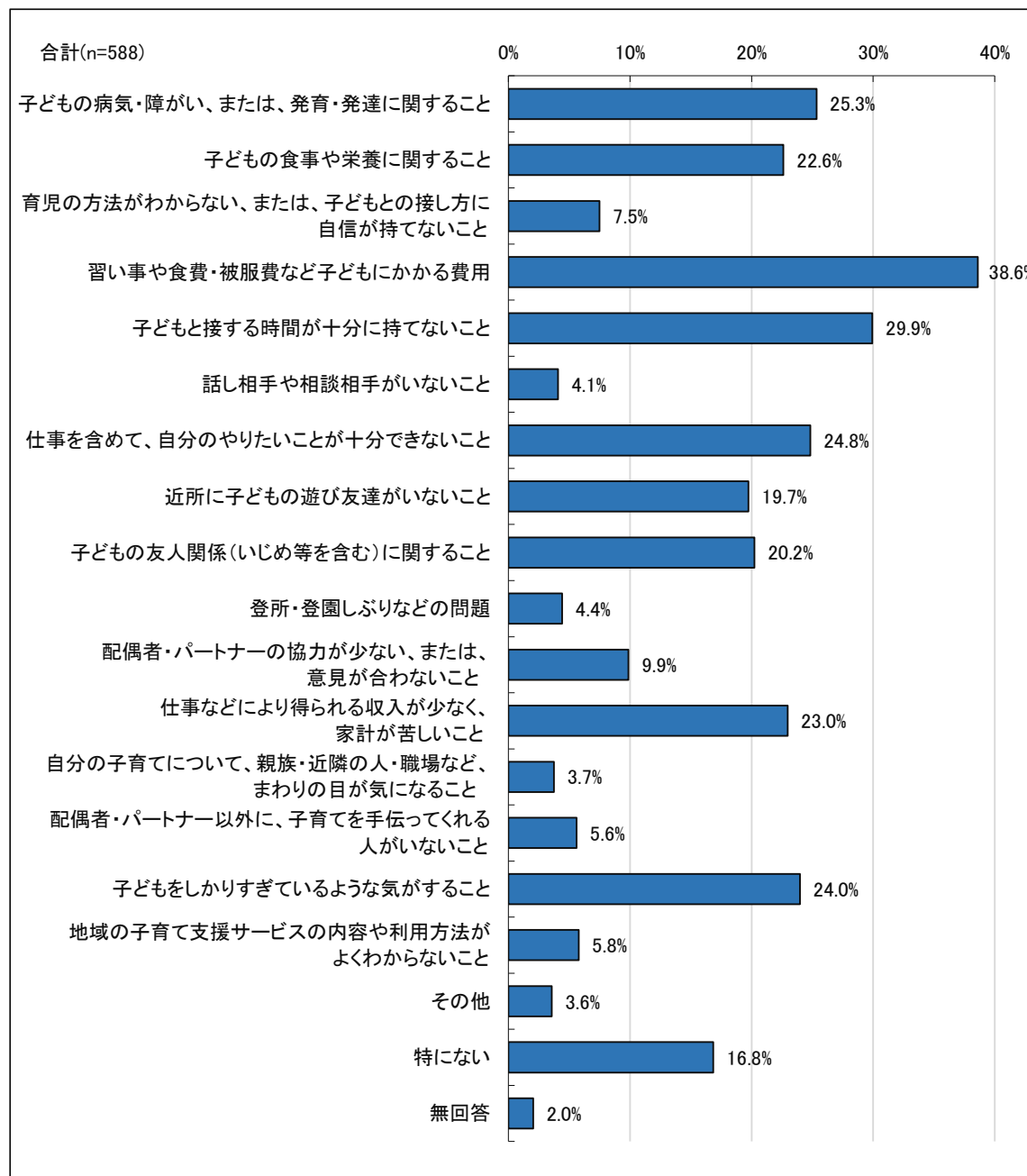
「重要」、「やや重要」をあわせた“重要である”をみると、「10. 交通事故のない安全な道路環境」の割合が 84.2%と最も高く、次いで「9. 安心して子どもが医療機関にかかる体制」の割合が 82.6%、「12. 防犯対策の行き届いた安全・安心なまちづくり」の割合が 76.2%となっています。



(6) 子育ての悩みや気になることなど

■子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」の割合が 38.6%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が十分に持てないこと」の割合が 29.9%、「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が 25.3%となっています。

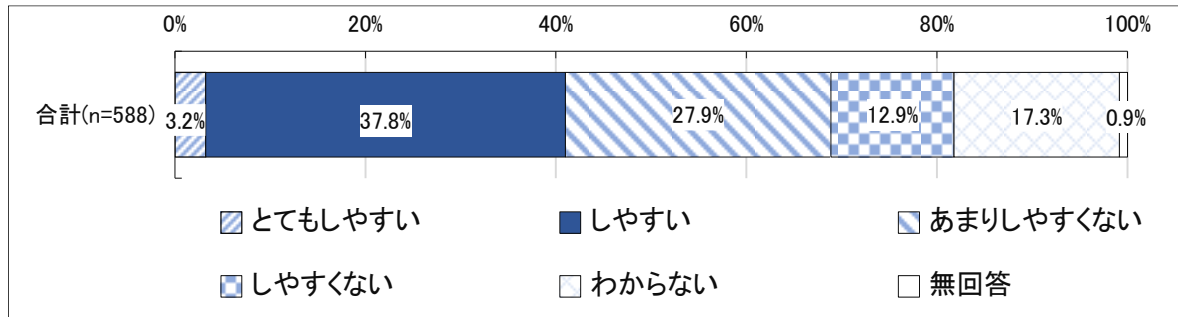




(7) 本市の子育て施策全般

■本市における子育てのしやすさ

「しやすい」の割合が 37.8%と最も高く、次いで「あまりしやすくない」の割合が 27.9%、「わからない」の割合が 17.3%となっています。

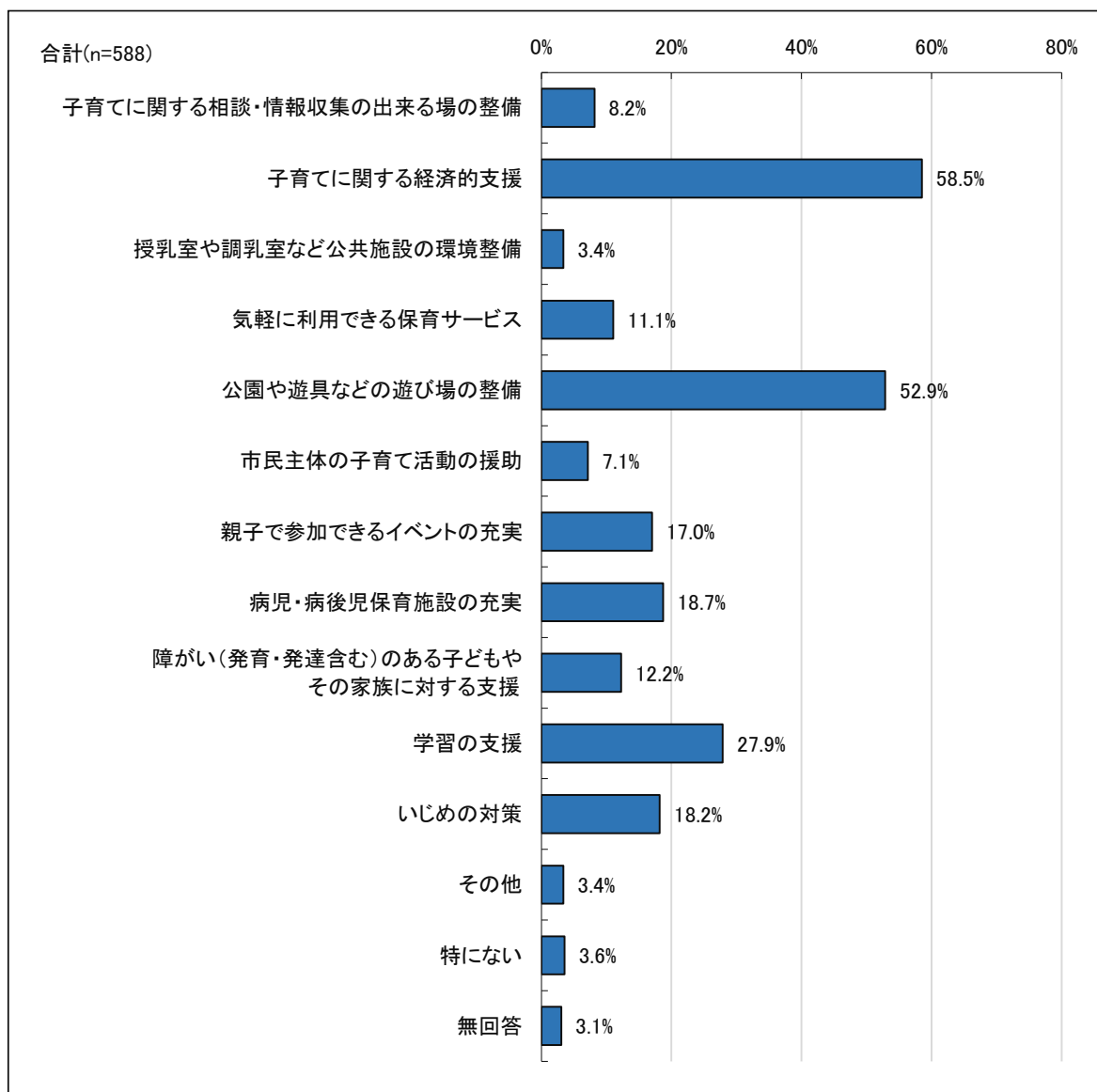


学年別でみると、1年生・3年生～6年生で「しやすい」の割合が、2年生では「あまりしやすくない」の割合が最も高くなっています。また、「とてもしやすい」、「しやすい」をあわせた“子育てしやすいまち”でみると、5年生が 50.0%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	とてもしやすい	しやすい	あまりしやすくない	しやすくない	わからない	子育てしやすいまち (とてもしやすい+しやすい)	無回答
1年生	101	2.0%	41.6%	25.7%	11.9%	17.8%	43.6%	1.0%
2年生	93	5.4%	26.9%	36.6%	11.8%	17.2%	32.3%	2.2%
3年生	99	3.0%	42.4%	24.2%	11.1%	17.2%	45.4%	2.0%
4年生	107	1.9%	33.6%	30.8%	14.0%	19.6%	35.5%	0.0%
5年生	94	2.1%	47.9%	21.3%	16.0%	12.8%	50.0%	0.0%
6年生	94	5.3%	34.0%	28.7%	12.8%	19.1%	39.3%	0.0%

■今後、充実を希望する子育て支援

「子育てに関する経済的支援」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 52.9%、「学習の支援」の割合が 27.9%となっています。





(8) アンケートのまとめ

【子育て(教育を含む)を主に行っている方】

「父母ともに」の割合が 57.5%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 40.1%となっている。

【放課後児童クラブの利用】

放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしているかについては、73.5%のお子さんが放課後(平日の小学校終了後)の時間を自宅で過ごしており、放課後児童クラブは 22.3%となっている。

【放課後児童クラブの土曜日、長期の休暇期間中の利用状況】

放課後児童クラブを利用している方の土曜日の利用状況については、「利用していない」の割合が 84.0%、「利用している」の割合が 14.5%となっている。

夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中の利用状況については、「利用している」の割合が 95.4%、「利用していない」の割合が 4.6%となっている。

【放課後児童クラブに対する満足度】

「③利用できる曜日や時間」、「⑤子どもへの接し方・指導内容」、「⑦保護者への情報伝達」で「満足」の割合がおおよそ 35~36%と高くなっている。

【放課後児童クラブを利用していない理由】

「働いているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思う」の割合が 31.6%と最も高く、次いで「その他」の割合が 24.6%、「働いているが、利用料がかかる」の割合が 14.0%となっている。

【今後、充実を希望する子育て支援】

「子育てに関する経済的支援」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 52.9%、「学習の支援」の割合が 27.9%となっている。

6 第2期計画の状況

(1) 評価の方法

「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策ごとに、「計画期間における達成状況」「達成度」「次期計画に向けて残された課題」「施策の方向性」「今後の取組」について、評価基準日を令和6年度終了時点として、担当課による評価を行ったものです。

●基本目標

基本目標 1	地域における子育ての支援
基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
基本目標 4	支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進
基本目標 5	子育てを支援する生活環境の整備
基本目標 6	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

●評価の基準

達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。 （ほぼ100%実施した）	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。 （80%程度実施した）	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

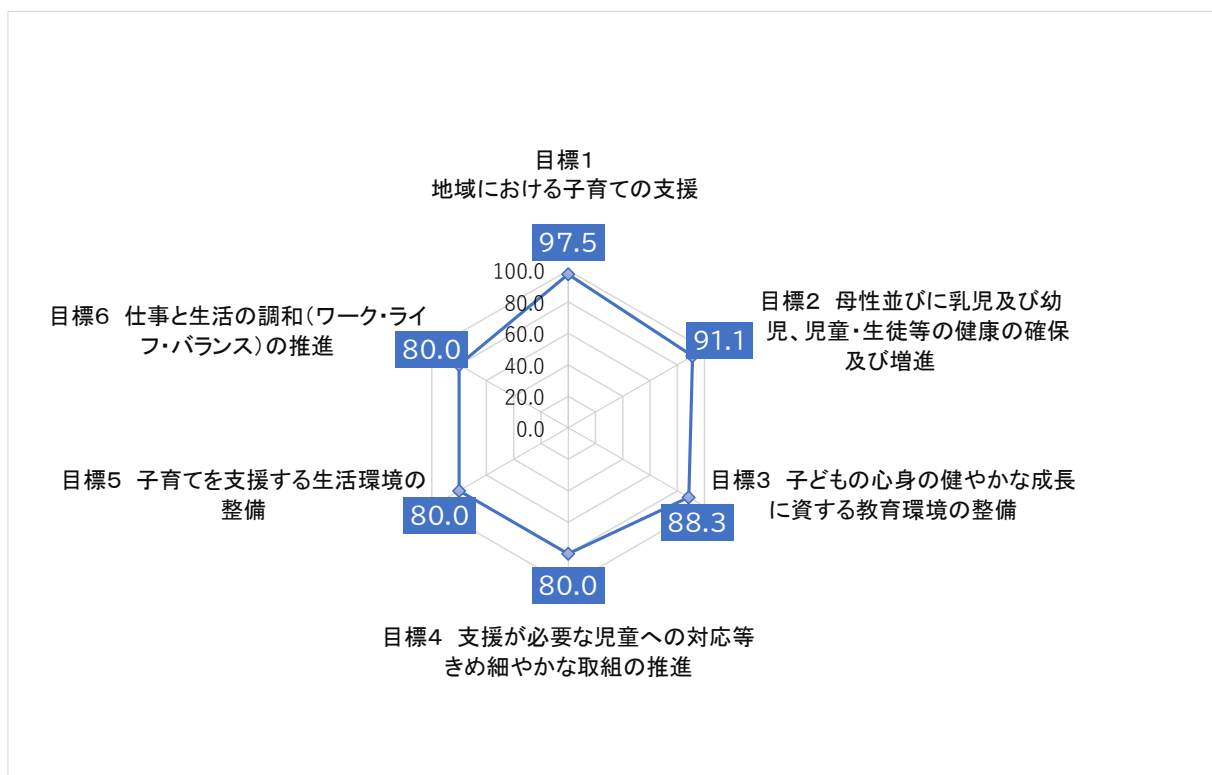


(2) 全体の評価結果

先述の評価の基準で、主な施策ごとの採点（A：100点、B：80点、C：60点、D：40点、E：20点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は87.6点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1 地域における子育ての支援」が97.5点、「基本目標2 母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進」が91.1点、「基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」が88.3点、「基本目標4 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進」が80.0点、「基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備」が80.0点、「基本目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」が80.0点となっています。

●基本目標ごとの評価点



※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。施策の課題と方向性により、第3期計画策定の検討事項としています。

次表の「施策の方向性」については、58ある施策について、それぞれ「計画期間における達成状況」、「達成度」、「次期計画に向けて残された課題」を把握して、次期計画の施策に反映するとともに、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」について、その結果の一覧と方向性を示しています。

(3) 今後の方向性

基本目標ごとの今後の方向性では、「拡充」が21件、「維持」が34件、「効率化・統合」が3件、「休・廃止」が0件となっています。

●施策ごとの方向性

(単位:件)

基本目標 \ 施策の方向性		「拡充」	「維持」	「効率化・統合」	「休・廃止」	計
基本目標 1	地域における子育ての支援	2	6	0	0	8
基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進	8	10	0	0	18
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1	9	2	0	12
基本目標 4	支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進	7	0	0	0	7
基本目標 5	子育てを支援する生活環境の整備	3	5	1	0	9
基本目標 6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	0	4	0	0	4
計		21	34	3	0	58



7 将来人口の推計

令和4年から令和6年は、各年4月1日現在の住民基本台帳の人口で、令和7年以降は、コーホート変化率法による推計値を記載しています。

令和7年以降の0～15歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されています。

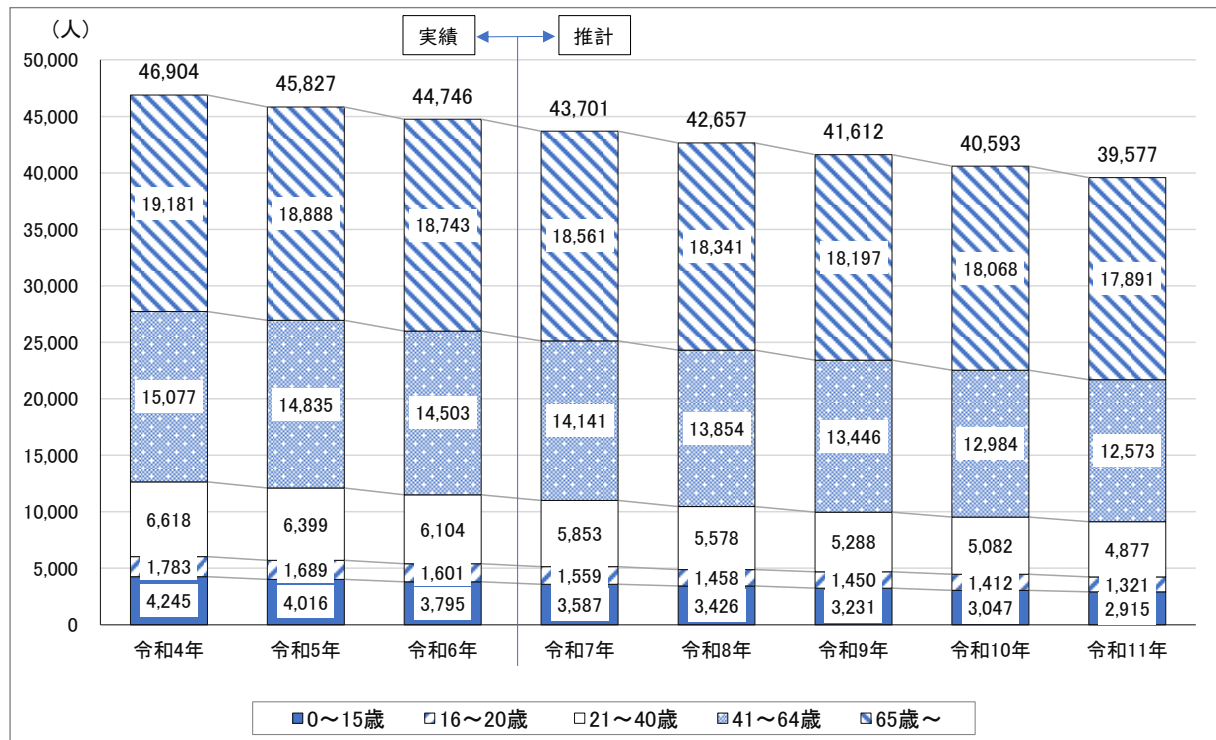
各年代でも人口は減少していきますが、65歳以上の人口も既に減少傾向に入っています。

■人口推計（年代別）

（単位：人）

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～15歳	4,245	4,016	3,795	3,587	3,426	3,231	3,047	2,915
16～20歳	1,783	1,689	1,601	1,559	1,458	1,450	1,412	1,321
21～40歳	6,618	6,399	6,104	5,853	5,578	5,288	5,082	4,877
41～64歳	15,077	14,835	14,503	14,141	13,854	13,446	12,984	12,573
65歳～	19,181	18,888	18,743	18,561	18,341	18,197	18,068	17,891
合 計	46,904	45,827	44,746	43,701	42,657	41,612	40,593	39,577

【総人口の推移】



実績値：住民基本台帳人口

8 子ども・子育て支援に関する課題

少子高齢化や人口減少等による人口構造の変動、人間関係の希薄化、地域コミュニティ意識の衰退などによる社会環境の変化により、子育て家庭が孤立し子育てに不安を抱いたり、虐待に至ってしまうなど、子育てをめぐる社会的な課題はますます大きくなっており、保育・教育において地域で期待される役割も大きくなっています。

本市においては、11歳以下の子どもがこの5年間で14.8%の減少となっており、今後、さらに減少していくと見込まれています。子どもを生み育てやすい環境の一層の確保を図り、少子化・人口減少の克服に寄与していくことが求められます。

第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画を振り返り、第3期計画へ向けて取り組むべき主な課題を挙げました。

1. 地域における子育ての支援

- 定期的な教育・保育事業では、認定こども園の希望が高くなっており、その充実が必要です。
- 育児休業の取得は増加しており、フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で働いている人の率も高くなっているため、保育・教育のニーズは高くなっています。
- ICTを活用した業務の支援ならびに保護者とのコミュニケーションの強化など各種手続きの利便性の確保に努めていくことが求められます。
- 子育て支援センターにおいての利用者拡大と子育て支援グループのネットワークづくりが必要です。
- ファミリー・サポート・センターの利用促進と子育て支援などの様々なサポートの依頼に対応できるよう提供会員の確保が必要です。
- 青少年の健全育成に向けた地域社会の環境づくりと担い手の確保が求められます。
- 放課後児童クラブの開所時間の拡大や休日開所を検討する必要があります。

2. 母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進

- こども家庭センターを核として、安心して出産、育児ができるよう、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を続けることが求められます。
- 育児不安の軽減のため、保護者が相談先を理解し、相談したいときに相談できる体制を整備していく必要があります。
- 心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりと教職員ひとりひとりの資質向上が求められます。
- 小児救急医療体制・周産期医療体制の整備等安心できる体制づくりを関係機関と連携しながら確保していくことが必要です。



3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 保護者のニーズでは、「子育てに関する経済的支援」の割合が最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」「子どもと接する時間が十分に持てないこと」「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が高くなっており、これらに対応していく必要があります。
- 次代の親となる中学生、高校生等の育成に力を注ぐことも求められます。
- 心のケアを必要とする子どもたちの居場所を整備していく必要があります。
- 家庭や地域の教育力の向上が求められます。
- 子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりが必要です。

4. 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

- 子どもの人権についての意識啓発が必要です。
- 児童虐待防止のための子ども家庭支援ネットワークによる取組の強化・充実を進めていくことが必要です。
- 発育・発達支援の推進に努めることが大切です。
- 世帯の所得が少ない、家族に介護が必要な人がいるなど困難な状況に置かれた子どもの把握と必要な支援を進める必要があります。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

- 年間を通して各地域にある公園や広場を活用して安全・安心な遊び場の確保が求められます。
- 子どもに関係する公共施設全般の安全確保のため、建物の総合的な整備を進める必要があります。
- 子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりが求められます。
- 危険箇所の改善をはじめ、防犯・交通安全など子どもの安全を確保していく必要があります。
- 犯罪被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化が必要です。

6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の構築を推進していくことが求められます。
- 育児・介護休業制度等の普及、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援策が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

本市では、子どもの人口が減少傾向にあることから、教育・保育のサービスの「量」は確保できていますが、これからは子どもひとりひとりの状況に応じるなど、サービスの「質」の向上が求められています。

そのサービスも、「すべての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにする」ことが求められています。

また、ひとりひとりの子どもの状態に応じた様々なニーズに対応した支援も求められています。

このような状況の中、すべての子どもや子育て家庭に良質な育成環境を保障するためには、保健・福祉・医療・教育など様々な分野の関係機関や地域組織が連携して子育てを支援することが大切であり、地域が一体となって、いつまでも安全・安心に子育てができる環境を実現していくことが大切であるとして、基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

**切れ目のない支援が
すべての子育て世帯に行き届き
すべての子どもが夢と希望を持てるまち**

※切れ目のない支援とは、実際の親子の成長段階に沿った支援と言えます。実際の支援とは、ある時期は疾病や障がいの早期発見を目的とし、またある時期は仲間づくりや子育て支援を目的とするといったように実施する事業別のサービスの姿勢ではなく、利用者側の日々の生活や親子の育ちを、ストーリーとして捉える利用者を中心に考える姿勢を指します。
掲げた基本理念は、こども大綱に基づき、すべての子どもが「幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにする」という「こども計画」策定を見通したものとしています。



2 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【国が示す「子ども・子育て支援事業計画」の作成に関する基本指針より抜粋】

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

3 基本目標と施策の体系

基本理念に基づき、第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画の基本目標と施策の体系を示します。

目標	施策	施策の項目
目標1 地域における子育ての支援	施策1-1 多様な子育て支援サービスの充実	(1) 子育てにおける経済的負担の軽減
		(2) 預かり保育の継続
		(3) 多様な保育の検討
		(4) 子育て支援センター、放課後児童クラブの運営
		(5) サービスの質の向上
	施策1-2 子育て支援のネットワークづくり	(1) 子育て支援グループのネットワークづくり (2) ファミリー・サポート・センター事業の充実
	施策1-3 児童の健全育成	(1) 地域社会の環境整備 (2) 放課後児童クラブの各種活動の支援の充実
目標2 母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進	施策2-1 子どもや保護者の健康の確保	(1) こども家庭センターによる切れ目のない支援
		(2) 育児不安の軽減
		(3) 家庭訪問や健康相談の実施
		(4) 予防接種の接種率向上
		(5) 母子保健事業の充実
		(6) 産後ケアの実施
	施策2-2 食育の推進	(1) 健康的な食生活の実践
		(2) 子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供
		(3) 健康的な食習慣につながる支援
		(4) 妊産婦を対象とする栄養指導
		(5) 地場産物を使用した給食による地域ぐるみの食育の推進
		(6) 食物アレルギーへの対策
		(7) 食物アレルギーに対する認識
	施策2-3 思春期保健対策の充実	(1) カウンセリングの実施
		(2) 早期対応の仕組みづくり
		(3) 健康的な生活を築く
	施策2-4 小児医療の充実	(1) 医療体制の確保
		(2) 休日夜間応急診療所（内科・小児科）の運営
		(3) 地域医療を守り支える
		(4) 医療費の助成



目標	施策	施策の項目
目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策3-1 次代の親の育成	(1) 次代の親の育成
		(2) 中学生の職業体験学習
		(3) キャリア教育計画の作成
	施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(1) 授業研究指定校事業の実施
		(2) 教育支援センターの運営
		(3) 個に応じた居場所の整備
		(4) 効果的な教育実践
		(5) 学校司書の拡充等
		(6) ALTの活用
	施策3-3 家庭や地域の教育力の向上	(1) 総合型地域スポーツクラブの支援
		(2) 本に親しむきっかけづくり
		(3) 伝統文化の継承
	施策3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(1) 有害環境への対策
		(2) 安全に安心してインターネットを利用するための知識の普及
目標4 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進	施策4-1 子どもの人権の尊重	(1) 人権意識の醸成
		(2) 保育・教育機関における人権教育の推進
		(3) 児童虐待防止対策の充実
	施策4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1) 相談・自立支援体制の充実
		(2) さらなる支援制度の周知
	施策4-3 発育・発達支援の推進	(1) 人材育成の推進
		(2) 連携した具体的な支援
		(3) 切れ目のない支援の推進
		(4) 発達障がいについての正しい知識と理解
	施策4-4 困難な状況に置かれた子どもの支援	(1) 支援の輪が広がるまちづくり
		(2) 貧困の連鎖の解消
		(3) ヤングケアラーへの理解
目標5 子育てを支援する生活環境の整備	施策5-1 安心な生活環境の整備	(1) 遊び場としての活用
		(2) 公園施設の更新
	施策5-2 安全なまちづくりの推進等	(1) 公共施設全般の安全確保
		(2) 防犯の視点に立った環境整備
	施策5-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(1) 危険箇所の改善
		(2) 交通安全啓発活動の実施
	施策5-4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(1) 地域の安全の確保
		(2) LED防犯灯の導入
		(3) 犯罪被害への対応
	施策5-5 子どもを災害から守る活動の推進	(1) 安心して預けることができる施設環境の整備
		(2) 南海トラフ地震等を想定した避難訓練等の実施
目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	施策6-1 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発
		(2) 啓発・情報提供の推進
	施策6-2 仕事と子育ての両立の推進	(1) 男女共同参画社会の構築
		(2) 雇用の場における男女共同参画

4 施策

目標1 地域における子育ての支援

施策1-1 多様な子育て支援サービスの充実		
(1)	子育てにおける経済的負担の軽減	子育てにおける経済的負担の軽減を図るため、引き続き、出産祝金、妊婦のための支援給付、ファミリー・サポート・センター利用料助成、病児保育の無償化、3歳児から中学生の給食費の無償化などを実施していきます。
(2)	預かり保育の継続	単独幼稚園についても保育所と同様の時間帯での預かり保育を継続します。 また、土曜日保育等ニーズに応じた預かり保育の実施をしていきます。
(3)	多様な保育の検討	保護者の多様な就労の形態や地域のニーズに対応するため、保育を必要とするすべての子どもたちが保育サービスを利用できるよう、施設のあり方も含め検討していきます。
(4)	子育て支援センター、放課後児童クラブの運営	子育て支援センター、放課後児童クラブについては、引き続き運営を行うとともに、利用する人が利用しやすいよう施設の充実及び整備を進めていきます。また、各小学校区に設置されている放課後児童クラブの利用ニーズの把握を行います。
(5)	サービスの質の向上	利用者の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスの推進体制を整備し、さらなるサービスの質の向上と、事業の継続に必要な人材を確保するとともに、保育従事者への各種研修の参加及び実施に努めていきます。また、ICT を活用した利便性の確保に努めていきます。

施策1-2 子育て支援のネットワークづくり		
(1)	子育て支援グループのネットワークづくり	子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりや、地域の連帯感を高めるため、引き続き子育て支援センターにおいて利用者や子育て支援グループのネットワークづくりに努めていきます。
(2)	ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センターの会員数増加に向けて、事業をさらに充実させるとともに、会員の資質向上を図るための研修の充実にも努めます。また、アプリ等を利用して会員の利便性を高めていきます。



施策 1-3 児童の健全育成		
(1)	地域社会の環境整備	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取組を行います。また、幅広い世代に青少年の健全育成に対する関心を持ってもらえるよう、さらなる周知・啓発を行うことで、担い手の確保に努め、地域の子どもたちが健全で心豊かに成長できる環境を整えていきます。
(2)	放課後児童クラブの各種活動の支援の充実	放課後児童クラブについては、保護者との連携により把握したニーズに沿って各種活動の支援の充実を図ります。また、開所時間の拡大や休日開所、利用負担金について検討していきます。



目標2 母性並びに乳児及び幼児、児童・生徒等の健康の確保及び増進

施策2-1 子どもや保護者の健康の確保		
(1)	こども家庭センターによる切れ目のない支援	母子保健事業の充実を図るため、こども家庭センターとして、安心して出産、育児ができるよう妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行います。また、保護者が相談先を理解し、相談したいときに相談できる体制を整備していくとともに、より効果的な相談支援を行うため、産婦人科等、関係医療機関とも連携していきます。
(2)	育児不安の軽減	育児不安の軽減を図るため、妊婦アンケートや赤ちゃん訪問時のアンケートを実施し、保護者の育児不安の状況を把握し事業に反映できるよう努めます。
(3)	家庭訪問や健康相談の実施	保護者が安心して子育てをできるよう、家庭訪問や健康相談を行うとともに、必要に応じて個別相談の機会を設定し、保護者のニーズに合わせた相談の機会をつくります。また、保健師の研修会への参加等により、支援技術の向上に努めます。
(4)	予防接種の接種率向上	予防接種に関しては、かかりつけ医を持ち、かかりつけ医と相談しながら進めていくこと、また、感染症予防及び拡大防止のために予防接種は大切であることを周知し、予防接種の接種率向上に努めます。さらに、任意予防接種に対する費用助成を検討します。
(5)	母子保健事業の充実	妊娠期からの健やかな成長を地域ぐるみで見守る仕組みづくりを構築するとともに、子育て家庭が安心して生活や子育てができる環境の整備を推進します。 また、不妊治療への助成や里帰り時などの妊婦一般健康診査県外受診助成制度等、各種助成制度を実施し、母性の健康が確保されるよう丁寧で分かりやすい説明を行うとともに、母子保健事業の充実に努めます。
(6)	産後ケアの実施	育児不安がある産婦や育児支援を必要とする母子など、産後も安心して子育てができるように支援体制を整え、退院直後から産後1年未満の母子に対し、専門職による心身のケアや育児のサポートなどを行います。

施策2-2 食育の推進		
(1)	健康的な食生活の実践	家庭をはじめ保育所、認定こども園、幼稚園や学校等と連携し、子どもの頃から健康的な食生活が実践できるよう周知・啓発や様々な体験ができる機会の提供などに取り組みます。
(2)	子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供	おたより等を発行し情報提供していくとともに、各年度において「年間食育計画」を策定し、食事を楽しみながら、子どもの発達段階に応じた食生活に必要な基本的なマナーを身につけるよう、継続して取組を行います。



施策2-2 食育の推進		
(3)	健康的な食習慣につながる支援	幼児健康診査や乳幼児健康相談において、栄養士による栄養相談を実施するほか、離乳食教室、食育講師派遣事業に取り組んでいきます。また、幼児食についても知ることができる機会を設定し、健康的な食習慣につながるよう支援していきます。
(4)	妊産婦を対象とする栄養指導	母子健康手帳交付の際にリーフレット及びパンフレットを配付し、妊産婦を対象とする栄養指導について周知を図ります。また、妊産婦の個別相談にも随時対応していきます。
(5)	地場産物を使用した給食による地域ぐるみの食育の推進	給食センターでは、地場産物などを給食に取り入れ、教材として活用できるよう、情報発信しています。生産者交流会を開催し子どもたちと食材の生産者の方がふれあう機会をつくり、地域ぐるみで子どもたちへの食育の推進を図ります。また、新たな志摩産食材の調査研究及び献立の開発にも努めます。
(6)	食物アレルギーへの対策	食物アレルギーへの対策として、食物アレルギーを持つ子どもに応じた給食が提供できるよう、個別に聞き取り調査を行っています。給食センターでは除去食・代替食については、通常食とは別の場所や職員で調理しています。また、国や県の指針に基づきながら新規の食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応を図ります。
(7)	食物アレルギーに対する認識	アレルギー対応に誤りが生じないよう、全職員がアレルギーに対する認識を深め、安全・安心な給食が提供できるよう努めます。

施策2-3 思春期保健対策の充実		
(1)	カウンセリングの実施	心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めるため、スクールカウンセラー等と必要に応じて連携をとりながらカウンセリングの実施にも取り組みます。
(2)	早期対応の仕組みづくり	関係機関との定期的な連携により、心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めます。また、生徒指導や教育相談等について、教職員一人ひとりの資質向上にも弾力的に取り組めます。
(3)	健康的な生活を築く	思春期保健ネットワークを構築し、性感染症予防や喫煙防止教育、薬物乱用防止教育などに取り組み、学齢期の児童・生徒が将来の健康的な生活を築くヒントにつながるよう、毎年講座内容を精査して、新しい情報が届けられるよう努めます。

施策2-4 小児医療の充実		
(1)	医療体制の確保	関係機関と連携しながら安定した小児医療の受入態勢及び周産期医療の確保について、県や医療機関に要望していきます。
(2)	休日・夜間応急診療所（内科・小児科）の運営	市休日・夜間応急診療所（内科・小児科）については、医師会等との連携を図り、診療所の運営に努めます。
(3)	地域医療を守り支える	休日・夜間の診療体制や地域医療の現状について周知し、市民との協働により地域医療を守り支えるまちづくりを推進していきます。
(4)	医療費の助成	0歳児から18歳までの入院及び通院にかかる医療費を助成することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備します。また、窓口負担をなくすことで、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ります。





目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策3-1 次代の親の育成		
(1)	次代の親の育成	次代の親となる中学生、高校生等が将来の妊娠・出産に備えて、思春期保健対策の充実に掲げた性感染症予防や喫煙防止教育、薬物乱用防止教育及び生活習慣病予防について学ぶ機会を設けます。学校へ保健師、歯科衛生士が出向いて行う出前講座の内容の充実と、学校と連携した取組の強化を図ります。
(2)	中学生の職業体験学習	中学生の職業体験学習を通して、生徒が働くこと、夢を持つことの大切さを理解するとともに、専門的な技術・技能に関する興味・関心を高め、自分の生き方やあり方を考える機会となるよう、施策に取り組んでいきます。また、学校との連携をさらに強くし、地域の人材や教育力を積極的に活用した職場体験学習の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一丸となり、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めます。
(3)	キャリア教育計画の作成	学校行事や地域の行事を通じた交流だけでなく、授業の公開や子どもの情報交換を積極的に行うなど、保幼小中の連携を図りつつ、各校において異校種間連携を意識したキャリア教育計画の作成を働きかけていきます。

施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
(1)	授業研究指定校事業の実施	学校教育では、子どもたちの基礎的な学力の向上も含め、生きる力を育む教育を推進します。各小中学校で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、基礎的・基本的な内容を確実に定着させるとともに、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業づくりについて研究協議を進めます。
(2)	教育支援センターの運営	何らかの理由で学校へ通えない児童・生徒を支援するため、引き続き教育支援センターを運営し、子どもたちの心のケアを行っていきます。また、学校のことや友だちのこと、子どもの教育のことなど、悩みを抱える児童・生徒や保護者等をサポートするため、総合教育センターの相談員が相談に応じたり、臨床心理士によるカウンセリングを実施したりし、関係機関との連携による支援を行っていきます。
(3)	個に応じた居場所の整備	個に応じた居場所を整備するための体制づくりとして、教育支援センターの体制を整備し、ニーズに応じた支援ができる体制を整えます。また、子どもたちの居場所となる所を地域に多く確保できるよう学校運営協議会で協議を行います。

施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
(4)	効果的な教育実践	効果的な教育実践に向けた、協働学習・探求型学習や情報教育等の推進を図ります。それぞれの学級で子どもたちの主体性や自己肯定感を高める仲間づくり・人権教育の推進を図りつつ、協働的な学びの環境を提供することで、思考力・判断力・表現力を総合的に育成します。また、情報化社会をはじめとする未来への適応力を強化し、急速に変化する現代社会での生きる力を育みます。
(5)	学校司書の拡充等	学校司書(学校図書館支援員)の増員等により、学校図書館運営の充実を図り、児童・生徒が読書に親しみ、知識を得たり、読解力をつけたり、感受性を豊かにすることにつなげます。
(6)	ALTの活用	児童生徒が外国の文化を理解したり、外国語によるコミュニケーション能力を向上できるように引き続きALT(外国語指導助手)を配置します。学校行事や休み時間など授業以外でも、児童生徒がALTと交流する機会を増やしていきます。

施策3-3 家庭や地域の教育力の向上		
(1)	総合型地域スポーツクラブの支援	家庭や地域の教育力向上のための施策として、総合型地域スポーツクラブを支援することで子どもたちを対象とした各種スポーツ教室の充実を図りながら、引き続き連携し幅広いニーズに応えることができるよう、多目的にわたる指導者やスポーツボランティアの確保に努めます。
(2)	本に親しむきっかけづくり	本に親しむきっかけをつくり、家庭での読書環境の充実を図るため、7か月児を対象としたブックスタート事業に取り組みます。家庭での乳幼児期からの絵本の読み聞かせを通し、読書の習慣化を図り、想像力・語彙力・読解力の向上につなげていきます。
(3)	伝統文化の継承	地域の方々と交流を深め、郷土の歴史や伝統文化を学べるよう取り組むとともに、指導者数を維持できる仕組みづくりを検討します。



施策3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1)	有害環境への対策	志摩市青少年補導センターが、早期発見活動の取組である定期パトロールや祭り、イベント等の際に合同補導を実施していきます。また、引き続き県による有害環境対策への取組と連携し、子どもが健やかに成長し、次世代を担う若者が自立して主体的に活躍していくことができるよう、悪影響を及ぼす有害環境への対策を講じていきます。
(2)	安全に安心してインターネットを利用するための知識の普及	子どもたちがインターネットを安全安心に利用するために、保護者がその特徴や、様々なリスクについて理解しながら、子どもを見守るための知識を普及します。



目標4 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取組の推進

施策4-1 子どもの人権の尊重		
(1)	人権意識の醸成	子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）などについて、市の広報等を通じて、情報発信や啓発を進めます。
(2)	保育・教育機関における人権教育の推進	子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めていきます。
(3)	児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止への取組は、志摩市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、関係機関が連携し、総合的な支援を行っています。虐待の予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を図るため、子ども家庭支援ネットワークによる取組の強化・充実を推進していきます。

施策4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進		
(1)	相談・自立支援体制の充実	ひとり親家庭等、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知及び支援が必要な家庭の把握についての体制を強化します。
(2)	さらなる支援制度の周知	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、福祉資金の貸付、就労支援等各種施策の活用についての相談に対応し、自立を支援しています。今後についてもさらなる支援制度の周知に努め、本当に支援を必要とする世帯に届くようにしていきます。

施策4-3 発育・発達支援の推進		
(1)	人材育成の推進	教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくため、特別支援教育コーディネーターの研修などの人材育成を推進していきます。
(2)	連携した具体的な支援	発達支援担当の保育士、保健師、指導主事が児童福祉施設や学校施設に出向き、集団生活の場で子どもの様子を確認した上で指導計画等を作成し、保護者や担任等と連携して具体的な支援に努めていきます。また、職員の知識やスキルアップを図ります。



施策4-3 発育・発達支援の推進

(3)	切れ目のない支援の推進	切れ目のない支援を推進していくため、「障がい児支援会議」において市独自のはぐみファイルの活用や伊勢志摩定住自立圏による「児童発達支援センター」での取組・支援内容について協議を進めていきます。
(4)	発達障がいについての正しい知識と理解	発達障がいについての正しい知識が広まり理解されるよう、講演会・広報等による啓発活動を充実させていきます。

施策4-4 困難な状況に置かれた子どもの支援

(1)	支援の輪が広がるまちづくり	世帯所得が少なく、生活に困難を抱える世帯に市で準備している支援の取組や制度等を知らないためにサービス等を利用できないことがないよう、あらゆる機会を通じて、取組及び制度等の周知・啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ近隣の人たちの取組への参画と応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。
(2)	貧困の連鎖の解消	就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図り、学業の支援や就業の支援により貧困の連鎖の解消を図ります。
(3)	ヤングケアラーへの理解	ヤングケアラーは本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることが少なくありません。このため、ヤングケアラーを早期に把握し、早期の支援につなげることが重要です。このため教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうようにします。また、実態に応じた対策がとれるように関係者間での協議に努めます。



目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策5-1 安心な生活環境の整備		
(1)	遊び場としての活用	各地域にある公園や広場を、地域の子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民との触れ合いが持てる遊び場として活用されるよう促すとともに、その管理を進め、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めます。
(2)	公園施設の更新	新たな公園の設置の検討だけではなく、各地区にある既存の公園を活用しつつ、老朽化した遊具等の撤去を進めます。利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図り、特に利用頻度の高い公園に対する公園施設の更新を検討します。





施策5-2 安全なまちづくりの推進等

(1)	公共施設全般の安全確保	志摩市個別施設計画に基づき、子育て家庭が安全に生活していけるように、子どもに関係する公共施設全般の安全確保のため、建物の総合的な整備を進めます。
(2)	防犯の視点に立った環境整備	子どもだけでなく市民全員にとっても安全・安心なまちづくりのため、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った環境整備を推進します。

施策5-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1)	危険箇所の改善	カーブミラー等の交通安全施設の点検・整備を進めるほか、関係機関に横断歩道、信号機、道路標識等の設置を要望し危険箇所の改善に努めます。
(2)	交通安全啓発活動の実施	関係機関と連携をとりながら交通安全啓発活動を実施し、正しい交通マナーの普及と身近な交通環境において安全に行動できる能力を養います。さらに、交通事故から子どもを守るため、登校時の街頭指導活動を行います。

施策5-4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1)	地域の安全の確保	子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりのため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域の安全を確保する活動を推進します。
(2)	LED防犯灯の導入	計画的にLED防犯灯の導入を進めるとともに、防犯灯の維持管理経費の節減を図ります。
(3)	犯罪被害への対応	犯罪被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化を図ります。

施策5-5 子どもを災害から守る活動の推進

(1)	安心して預けることができる施設環境の整備	保護者が子どもを安心して預けることができるよう、これまで取り組んできた施設環境の整備を継続して取り組むとともに、志摩市公共施設等総合管理計画及び志摩市個別施設計画（建築系公共施設）に基づき、適切な時期に修繕や改修工事の実施を検討し、地域の実情に応じた施設環境の整備に努めます。
(2)	南海トラフ地震等を想定した避難訓練等の実施	保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校等各施設で身を守る避難訓練や防災教育を実施します。

目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策6-1 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等		
(1)	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進施策として、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる等、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。
(2)	啓発・情報提供の推進	働きやすい環境を阻害する慣行等を解消するため、労働者・事業主・市民の意識改革を推進する必要がある、市では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的とした、県の「みえの働き方改革推進企業」認証制度に応募していただくよう企業に啓発を行います。

施策6-2 仕事と子育ての両立の推進		
(1)	男女共同参画社会の構築	男女共同参画社会の構築を推進するため、男性向けのセミナーや家事に関するイベント等を実施し、学校教育・生涯学習については、小・中学生を対象に実施します。
(2)	雇用の場における男女共同参画	雇用の場における男女共同参画の推進として、関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援策を講じます。





第4章 子ども・子育て支援サービス

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

本市のすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組むために、平成27年3月に「第1期志摩市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。

そして、女性の社会進出や教育・保育の無償化に伴う低年齢時からの保育需要の高まり、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を持つ保護者の増加、子どもの減少など、子育てをめぐる環境の変化に対応していくとともに、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目的とし、「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、これまで子育て支援を進めてきました。

この計画は、今回で3期目にあたり、制度の基本である「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるもので、量の面では、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指しています。質の面では、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指しています。

第4章の子ども・子育て支援サービスは、行政が保護者等に提供するサービスとして、子ども・子育て支援給付における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うものです。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

3 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は下記の3つの区分となります。（認定区分に応じて施設などの利用先が選択できます。）

認定区分 (教育・保育施設及び地域型保育事業)	対象児童年齢	子どもを預けられる 基本時間
1号認定(認定こども園又は幼稚園)	3～5歳	5時間30分 (教育標準時間)
2号認定(認定こども園又は保育所)	3～5歳	11時間 (保育標準時間) 又は 8時間 (保育短時間)
3号認定(認定こども園又は保育所、 地域型保育事業)	0～2歳	11時間 (保育標準時間) 又は 8時間 (保育短時間)



4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援サービスの見込量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、市に居住する子どもの「保育所（園）」「認定こども園」「幼稚園」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）」による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（単位：人）

			推 計 値				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
認定こども園 又は幼稚園	1号認定	見込量合計①	117	109	101	93	86
		確保方策②	308	308	308	308	308
		過不足②－①	191	199	207	215	222
認定こども園 又は保育所、 地域型保育 事業	2号認定	見込量合計①	404	375	347	322	298
		確保方策②	641	641	641	641	641
		過不足②－①	237	266	294	319	343
	3号認定	見込量合計①	221	204	190	176	163
		確保方策②	365	365	365	365	365
		過不足②－①	144	161	175	189	202
	0歳	見込量合計①	13	12	12	11	11
		確保方策②	51	51	51	51	51
		過不足②－①	38	39	39	40	40
	1歳	見込量合計①	88	81	75	70	64
		確保方策②	133	133	133	133	133
		過不足②－①	45	52	58	63	69
	2歳	見込量合計①	120	111	103	95	88
		確保方策②	181	181	181	181	181
		過不足②－①	61	70	78	86	93

◆推計人口

（単位：人）

		推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3～5歳		538	485	443	415	402
0～2歳		416	403	408	390	373
	0歳	140	134	128	122	117
	1歳	125	142	136	130	124
	2歳	151	127	144	138	132

(2) 保育利用率

「保育利用率」とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満の子ども(3号認定子ども)の認定こども園、保育所、地域型保育事業等の利用定員数の割合を表します。

子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むにあたっては、計画期間内の各年度において保育利用率の目標値を設定することとされています。さらに、この目標値を踏まえて、見込みに対する特定教育・保育施設の提供体制の確保の内容及び実施時期の設定を行うこととされています。

計画期間における保育利用率は、第2期計画期間(令和2年度から令和6年度)における実績値等から算出した保育利用率を踏まえ下記のとおりとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2 歳児	87.7%	90.6%	89.5%	93.6%	97.9%



(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業については、下記一覧のとおりです。

対 象 事 業		対象年齢等
①	利用者支援事業	就学前児童(0～5歳)を持つ保護者
②	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	就学前児童(0～5歳)及びその保護者
③	一時預かり事業	就学前児童(0～5歳)及びその保護者
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児
⑤	養育支援訪問事業	0～17 歳
⑥	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	0～18歳
⑦	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	0～17 歳
⑧	延長保育事業	0～5歳
⑨	病児・病後児保育事業	0～5歳 小学1～6年生
⑩	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生
⑪	妊婦健康診査	妊婦・胎児
⑫	実費徴収に係る補足給付事業	3～5歳
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
⑭	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出者、 出生児の養育者
⑮	産後ケア事業【新規】	産婦・乳児
⑯	子育て世帯訪問支援事業【新規】	0～17 歳
⑰	児童育成支援拠点事業【新規】	0～17 歳
⑱	親子関係形成支援事業【新規】	0～17 歳
⑲	こども誰でも通園制度【新規】	0～2 歳 (6か月以下は対象外)

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」「推計人口」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター設置数)	見込量合計①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域子育て支援 拠点事業 (子育て支援センター利用者数 /年・延人数)	見込量合計①	4,711	4,564	4,621	4,417	4,225
	確保方策②	4,711	4,564	4,621	4,417	4,225
②-①		0	0	0	0	0



③一時預かり事業

1.幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)で、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間以外の時間に、引き続き預かる事業

2.家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1.幼稚園における預 かり事業 (利用者数/年・延人数)	見込量合計①	8,818	8,178	7,571	7,016	6,501
	確保方策②	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
②-①		15,182	15,822	16,429	16,984	17,499
2.幼稚園以外の 預かり事業 (利用者数/年・延人数)	見込量合計①	277	277	277	277	277
	確保方策②	300	300	300	300	300
②-①		23	23	23	23	23

④乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児家庭全戸訪問 事業 (訪問者数/年・実人数)	見込量合計①	140	130	130	120	120
	確保方策②	155	145	145	135	135
②-①		15	15	15	15	15

⑤養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦・養育者や児童に対して、保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
養育支援訪問事業 (訪問者数/年・実人数)	見込量合計①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・センター 利用者数／年・実人数)	見込量合計①	10	12	14	16	18
	確保方策②	12	14	16	18	20
②-①		2	2	2	2	2

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ利用者数／ 年・実人数)	見込量合計①	10	10	10	10	10
	確保方策②	10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

⑧延長保育事業

認可保育所及び認定こども園において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業 (利用者数／月・延人数)	見込量合計①	30	30	30	30	30
	確保方策②	60	60	60	60	60
②-①		30	30	30	30	30
施設数		3園	3園	3園	3園	3園



⑨病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児・病後児保育 事業 (利用者数/年・延人数)	見込量合計①	360	360	360	360	360
	確保方策②	500	500	500	500	500
②-①		140	140	140	140	140

⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後児童健全育成事業 (利用者数/月・実人数)	低学年	1年生	104	100	83	85	74
		2年生	86	84	80	66	68
		3年生	76	65	63	60	50
	高学年	4年生	50	51	43	42	40
		5年生	22	19	19	17	16
		6年生	10	10	9	9	7
	見込量合計①		348	329	297	279	255
	確保方策②		448	448	448	448	448
	②-①		100	119	151	169	193
	施設数		9施設	9施設	9施設	9施設	9施設

⑪妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を把握し、母体の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦健康診査 (受診回数/年・実人数)	見込量合計①	240	230	230	220	220
	確保方策②	250	240	240	230	230
②-①		10	10	10	10	10

⑫実費徴収に係る補足給付事業

民間保育所及び民間認定こども園に在園する幼児の副食費相当分を施設に対して助成する事業です。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

⑭妊婦等包括相談支援事業

令和6年度まで妊娠・出産応援事業として実施してきた事業を、新たに「妊婦等包括相談支援」と「妊婦のための支援給付」として、相談支援と経済的支援を実施します。妊婦等包括相談支援では、妊娠期から出産・子育てまで身近な機関で相談に応じ、妊婦のための支援給付による経済的支援とも組み合わせながら、さまざまなニーズに対応した必要な支援につなぎます。

また、母子保健事業との連携を強化しながら、相談内容の充実を図る事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談 支援事業 (妊娠届出者数× 1組あたり面談回数・3回)	見込量①	450	420	420	390	390
	確保方策②	480	450	450	420	420
②-①		30	30	30	30	30



⑮産後ケア事業【新規】

育児不安がある産婦や育児支援を必要とする母子など、産後も安心して子育てができるように支援体制を整え、退院直後から産後1年未満の母子に対し、専門職による心身のケアや育児のサポートなど、医療機関や助産所に委託して実施する事業。宿泊型、通所型、訪問型など3つのサービス形態があり、委託先施設に宿泊や通所をしたり、助産師の家庭訪問を受けることで、育児手技や産後の体調を整えることを目的としている事業です。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
産後ケア事業 (利用者数/年・延人数)	見込量合計①	30	40	50	60	70
	確保方策②	40	50	60	70	80
②-①		10	10	10	10	10

⑯子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。令和6年度から実施。

(単位:人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て世帯訪問 支援事業 (利用者数/年・実人数)	見込量合計①	2	2	3	4	5
	確保方策②	2	2	3	4	5
②-①		0	0	0	0	0

⑰児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

志摩市では、現在、事業を行っていませんが、これまで支援が必要な場合は、個別に関係機関と連携して対応してきており、必要な支援拠点は、児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他市が子どもの居場所支援を行う場所になりますが、児童養護施設等と連携し、必要な場合の対応を協議していきます。

⑱親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有

し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市が当該支援を必要と認めた家庭とされています。

志摩市においては、以上のような事象は、顕在化はしていないものの、個別に必要な事象には、市保健・福祉部門、関係機関等の連携で必要に応じて対応してきています。

今後において、地域の民生委員・児童委員や近隣世帯、学校等関係機関との連携を図り、その把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を検討します。

⑭こども誰でも通園制度【新規】

こども誰でも通園制度とは、2023年6月に政府が閣議決定した、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度のひとつです。従来、保育所の利用は両親ともに働いている世帯といった条件がありましたが、制度が本格実施されれば、条件に該当していなくても保育所や認定こども園に預けられるようになります。0・1・2歳が対象（6か月以下の子どもは対象外）となり、1人あたり月10時間で検討されています。

この制度について対応できるよう、検討を進めます。

※なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。





第5章 計画の推進

1 教育・保育施設の一体的提供

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を図ります。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付を実施します。

3 計画の推進体制

(1) 行政の関係部署との連携

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

(2) 地域における取り組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、様々な分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、自治会やNPO団体等の地域組織、関係機関と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

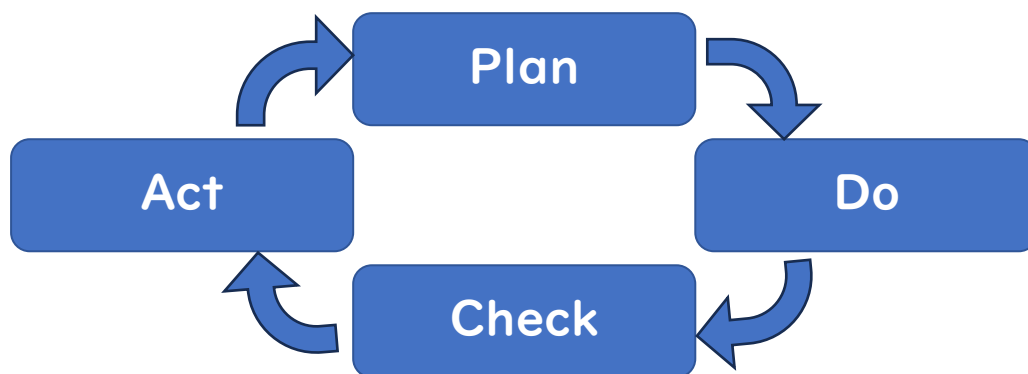
4 計画の点検・評価・改善

(1) 市民意見の反映

市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画の周知に努め、パブリックコメントなどを実施することにより、市民意見を把握し、計画に反映していきます。

(2) 志摩市子ども・子育て会議の運営

市民目線を生かした計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を市役所関係部署で点検するとともに、志摩市子ども・子育て会議で協議しながら、事業の評価・見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



計画 (Plan)	目標及び目標の実現のための計画を策定する
実行 (Do)	計画に沿って実行する
評価 (Check)	計画の評価等を踏まえ、見直しや改善を実施する
改善 (Act)	計画の進行状況の点検、評価とともに、課題や目指す方向性の協議・検討を行う

また、計画の着実な推進や各種サービスの円滑な利用に向けて、子育てに関する各種制度の周知を図るとともに、教育・保育サービスへの要望の把握に努めます。

資料編



志摩市子ども・子育て会議条例

平成17年1月20日条例第4号

改正 平成20年6月30日条例第21号

平成25年9月27日条例第56号

平成27年3月30日条例第11号

平成28年3月29日条例第9号

令和5年3月24日条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項の規定に基づき、志摩市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 市が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応じ、専門的事項について審議し、意見を具申する。

3 専門部会に属する委員は、会長の指名に基づき、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「専門部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第21号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第47号で平成20年9月16日から施行)

附 則(平成25年9月27日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日条例第11号)



(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に志摩市次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の志摩市子ども・子育て会議条例（以下この項において「会議条例」という。）第3条第2項の規定により志摩市子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、会議条例第4条の規定にかかわらず、その者の志摩市次世代育成支援対策地域協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年3月29日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年度志摩市子ども・子育て会議委員

区分		氏名	所属等
関係機関代表	学識経験者	中條 敦仁	皇学館大学教育学部教授
	医療機関	竹村 統成	志摩医師会代表
	子育て支援センター	皿屋 純子	志摩子育て支援センター 所長
	保育所・認定こども園・幼稚園 (公立)	里中 有砂	安乗保育所 所長
	保育所・認定こども園・幼稚園 (公立)	河原 いつ子	鵜方幼稚園 園長
	保育所(私立)	森 尚哉	えがお志摩保育園 園長
	認定こども園(私立)	植村 真弓	しまの杜こども園 園長
	小学校	小川 幸弘	志摩市小学校校長会 鵜方小学校長
	保育所・認定こども園保護者	山下 友朗	保護者会代表(志摩こども園)
	小学校保護者	中島 英之	志摩市PTA連合会代表 (鵜方小学校)
	民生委員・児童委員	中尾 慈子	志摩市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
	子育てサークル	前田 秋子	元気ッズ代表
	子育てサークル	木造 明子	とっぴんぱらりのぶう代表
	自治会	磯和 喜代一	志摩市自治会連合会
	志摩市社会福祉協議会	和田 ちよせ	浜島・磯部放課後児童クラブ
	シルバー人材センター	山本 千恵	志摩市シルバー人材センター

【事務局】志摩市健康福祉部こども家庭課

～第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画～



発行 志摩市

編集 志摩市健康福祉部こども家庭課

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL:0599-44-0282 FAX:0599-44-5260

E-mail:kodomokatei@city.shima.lg.jp
